

第64回定例会

# 南部町議会会議録

平成27年8月28日 開会

平成27年9月4日 閉会

南部町議会

## 第64回南部町議会 定例会会議録目次

### 第 1 号（8月28日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会及び開議の宣告	4
○議会運営委員会委員長の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	6
○議案第61号から議案第78号の上程、委員会付託	10
○散会の宣告	11

### 第 2 号（9月1日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	14
○欠席議員	14
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した者の職氏名	14
○開議の宣告	15
○一般質問	15
工藤幸子君	15

中 舘 文 雄 君	2 0
立 花 寛 子 君	2 8
川守田 稔 君	4 0
工 藤 久 夫 君	4 6
○散会の宣告	5 1

### 第 3 号 (9月4日)

○議事日程	5 3
○本日の会議に付した事件	5 4
○出席議員	5 4
○欠席議員	5 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 5
○職務のため出席した者の職氏名	5 5
○開議の宣告	5 6
○報告第12号の上程、説明、質疑	5 6
○報告第13号及び報告第14号の上程、説明、質疑	5 7
○議案第61号から議案第78号の委員長報告、討論、採決	5 9
○議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
○議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
○議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
○発委第1号から発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
○常任委員会報告	8 9
○日程の追加	8 9

○町長提出議案追加提案理由の説明	90
○議案第88号から議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
○三戸地区環境整備事務組合議会の議員選挙	92
○閉会の宣告	93
○署名議員	97

平成27年8月28日（金曜日）

第64回南部町議会定例会会議録

（第1号）



## 第64回南部町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成27年8月28日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第61号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第62号 平成26年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第63号 平成26年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第64号 平成26年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第65号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第66号 平成26年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第67号 平成26年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第68号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第69号 平成26年度南部町病院事業会計決算認定について
- 第 14 議案第70号 平成26年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 議案第71号 平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第72号 平成26年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第73号 平成26年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第74号 平成26年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第75号 平成26年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第76号 平成26年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第77号 平成26年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について

算認定について

第 22 議案第78号 平成26年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第 23 請願第2号 TPP交渉に関する請願

第 24 請願第3号 米価暴落対策の意見書を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中舘文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	11番	佐々木勝見君
12番	工藤幸子君	13番	馬場又彦君
14番	立花寛子君	15番	川守田稔君
16番	工藤久夫君	17番	坂本正紀君
18番	東寿一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	佐々木俊昭君	企画財政課長	西舘勝彦君
税務課長	西村幸作君	住民生活課長	川村正則君
健康福祉課長	福田勉君	農林課長	川守田貢君
商工観光交流課長	西村久君	建設課長	工藤良夫君
会計管理者	板垣悦子君	医療センター事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	極檀藤男君	市場長	中野弘美君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君

社会教育課長 赤石裕之君 農業委員会事務局長 中里司君  
代表監査委員 山口裕貢君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 根市良典 主 幹 夏坂由美子  
主 査 留目成人

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより、第64回南部町議会定例会を開会いたします。  
本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（坂本正紀君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、河門前正彦君。

（議会運営委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

○議会運営委員会委員長（河門前正彦君） おはようございます。

去る8月21日に議会運営委員会を開催し、第64回南部町議会定例会の運営についての協議をしましたので、決定事項を報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告3件、議案は平成26年度各会計決算認定18件、条例など5件、補正予算4件でございます。なお、平成26年度各会計決算認定の議案18件については、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに審査を付託することにしました。そのほかの案件としましては請願2件、議会関係の案件3件、常任委員会報告などがございます。請願2件につきましては、所管の常任委員会に審査を付託することにしました。一般質問は5名の方からの通告があり、一般質問通告一覧表のとおりに行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日8月28日から9月4日までの8日間としました。

なお、会期中8月29日と30日は休日のため、8月31日は議案熟考のため、9月2日と3日は決算審査のため休会とすることにしました。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂本正紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番工藤正孝君、5番夏堀文孝君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（坂本正紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日8月28日から9月4日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から9月4日までの8日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました8日間の会期中、8月29日、30日は休日のため、8月31日は議案熟考のため、また、9月2日と3日は決算審査のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

ただいまの5日間は休会とすることに決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（坂本正紀君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりですので朗読は省略します。

なお、監査委員より、平成26年度財政援助団体等監査の結果について報告がありましたので、その写しもおわせて配付しておきます。

本定例会の上程は町長提出の案件が報告3件、議案は決算認定18件、条例など5件、補正予算4件、それに請願2件、議会関係の案件3件、常任委員会報告があります。日程により、それぞれ議題とします。

---

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（坂本正紀君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第64回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚くお礼申し上げます。

今年は、当町におきましても、例年にも増して厳しい暑さが続いておりましたが、26年ぶり2回目の決勝進出となった東北の仙台育英が、悲願の東北勢初優勝に後一步届かず、惜しくも準優勝で、その熱い戦いが幕を降ろした甲子園のように、暑さも峠を越え、近頃の朝晩の冷え込みは、いよいよ、実りの秋の訪れを感じさせます。

今年の農作物の生育状況であります。水稲につきましては、田植え以降、平年に比べ気温が高く、日照時間も多かったため、出穂も4日ほど早まっており、比較的、順調に生育しているものの、一部地域では、昨年冬、雪が少なかった影響から水不足となり、田植えの遅れにより、分けつ数が少なく、収量の低下が懸念されるところであります。

りんごは、4月中旬に凍霜被害が一部で発生したものの、その後は好天に恵まれ、生育は順調な状況で、全般に十分な着果量となっており、平年をやや上回る出来が期待できる状況でありま

す。

さて、イベントシーズンを迎えている当町であります。先日、開催されました「なんぶサマーフェスティバル」と「南部まつり」は、大勢の観客の中、大いに賑わいを見せておりました。

これからも、「名川秋まつり」や「とまべちまつり」など、多彩なイベントが開催されますので、町としまして、町民の皆様と一緒に盛上げて参りたいと考えているところであります。

また、大変嬉しいニュースもございました。新聞報道等でご承知のこととは思いますが、先に行われた「青森県中学校体育大会」及び「東北中学校体育大会」において、当町の選手が大活躍しております。中でも、南部中学校の野球部と卓球男子団体、剣道個人が、東北大会第3位という素晴らしい成績を収め、卓球団体と剣道個人は、全国中学校体育大会出場の栄誉を獲得しました。

更に、今月、静岡県で開催された「空手」の全国大会では、剣吉小学校の児童が見事に優勝し、名川中学校の生徒が第3位に輝きました。

高校卓球におきましては、杉沢中学校出身で、岩手県の高校に進んだ生徒が、岩手県高校総合体育大会において、団体、個人シングルス、個人ダブルスで優勝するという3冠の偉業を達成して、インターハイに出場しております。

当町の選手が、これほどの活躍をする背景には、選手一人ひとりが一生懸命に努力したことは当然のことながら、互いに切磋琢磨した仲間たちがいて、それを支える、ご家族や指導者、学校関係者の献身的なバックアップがあってこそであり、町がこれまで取り組んできた、子どもたちや、子育て世帯を応援していくんだという、南部町全体の雰囲気も、少しは後押しできたのではないかと、嬉しく思っているところであります。

来る9月6日には青森県民駅伝競走大会が開催され、これまた、当町選手団の活躍が大いに期待されるところであります。

私も、これらの明るいニュースを更なる力としまして、若い世代に負けないよう、職員と一緒に、町を取り巻く課題にしっかりと向き合い、町政運営に取り組んで参る所存であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告3件、平成26年度決算の認定18件、条例の制定などの案件5件、平成27年度一般会計ほか、各特別会計補正予算案が4件の、合わせて30件でございます。順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず、報告第12号、青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてであります。事業団の平成26年度決算状況について、特定事業及び特定事業以外の決算書が提出されましたので、地方

自治法に基づき、決算書、付属書類を添えて議会に報告するものであります。

次に、報告第13号、平成26年度南部町財政の健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成26年度の南部町の財政について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

次に、報告第14号、平成26年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてであります。報告第13号と同様に、平成26年度南部町の各公営企業会計の資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

報告第13号及び報告第14号につきましては、いずれも赤字額、資金不足額がないことから、監査委員からは、是正改善を要する事項について「特に指摘すべき事項はない」との審査結果をいただいております。

特に、健全化判断比率につきましては、実質公債費比率は12.1%となっており、早期健全化基準の25%を下回っていること。将来負担比率も、充当可能財源等が将来負担額を上回っていることから、将来負担比率は算定されず、町財政の健全性は保たれているものと認められる」との評価をいただいたところであり、今後とも、引き続き財政の健全化に努めて参る所存であります。

次に、議案第61号から議案第78号までですが、平成26年度の各会計決算18件につきまして、監査委員の意見を付して議会の承認を求めるものでございます。各会計の詳細につきましては、会計管理者及び担当課長からご説明いたしますので、私からは一般会計決算の概要についてご説明申し上げます。

議案第61号、平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ113億5,750万円で、これに対し収入済額は112億7,442万1,965円、支出済額は109億6,211万5,699円となりました。この結果、歳入歳出差引額は、3億1,230万6,266円ですが、このうち2,966万7,000円が繰越明許費充当財源繰越金として翌年度へ繰り越しになるため、実質収支額は2億8,263万9,000円、このうち地方自治法の規定により、財政調整基金に1億8,000万円、減債基金に200万円、合わせて1億8,200万円を積み立てております。

監査委員からは「財務事務及び財産管理についても概ね適正に処理されているものと認められた」との総括意見をいただいておりますが、今後とも収入未済額の解消に努め、町税等歳入確保を図るとともに、行政運営にあたっては、合理化、効率化に努め、財政基盤を強化し、行政サービスにおいても各方面にわたり、なお一層の充実を図ってまいりたいと思っておりますので、更なるご指導、ご助言をよろしく願います。

なお、平成26年度の主要施策の成果につきましては「行政報告書」と題して別冊にし、お手元に配付しておりますので、決算審議のご参考に供していただきたいと存じます。

次に、議案第79号、南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。いわゆるマイナンバー制度に関連して、従来よりも更に厳格な個人情報保護措置を講じるため、法律の趣旨に添った形で条例を改正するものであります。

次に、議案第80号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。省令の一部改正に伴い、過疎地域における固定資産税の免除期間を2年間延長するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第81号、南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。マイナンバー制度に関連して、有料となるカードの再交付手数料について追加するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第82号、南部町過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。過疎債の該当となる、名久井小学校校舎の大規模改修事業と、地域集会施設の建設事業を、事業計画に追加するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第83号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてであります。八戸北インター工業団地の一区画につきまして、土地を分割することで分譲を促進するため、委託期間を3年間延長するなど、事業計画を変更するものであります。

次に、議案第84号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第2号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ4億539万1,000円を追加し、予算の総額を105億6,931万4,000円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、名久井小学校校舎の大規模改修工事費として2億9,350万円を計上したほか、除雪作業委託料や除雪機械借上料等の道路除雪事業費として6,165万9,000円。サクランボの新品種である、ジュノハートの苗木購入に助成する、苗木購入費助成事業として180万円を計上したものであります。

次に、議案第85号、平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。予算の総額に歳入歳出それぞれ3,032万円を追加し、予算の総額を31億3,926万3,000円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、歳入に前年度繰越金として2,678万8,000円を計上し、歳出に、国保財政調整基金積立金として825万4,000円、療養費給付等負担金の精算にかかる返還金等とし

て1,515万7,000円を計上したものであります。

次に、議案第86号、平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ1,835万5,000円を追加し、予算の総額を26億4,465万6,000円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、歳入に前年度繰越金として1,808万6,000円を計上し、歳出に返還金として2,115万3,000円を計上したものであります。

次に、議案第87号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、予算の総額を2億6,820万円とするものであります。

補正要因といたしましては、下水道建設費の工事請負費として3,000万円を計上したものであります。

以上が、本定例会にご提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒、原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に名久井岳財産区管理会委員及び人権擁護委員の人事案件の追加提案をさせていただき、予定しておりますので、付け加えさせていただき、提案理由といたします。よろしくお願い致します。

○議長（坂本正紀君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

◎議案第61号から議案第78号の上程、委員会付託

○議長（坂本正紀君） お諮りいたします。

日程第5、議案第61号から、日程第22、議案第78号までの平成26年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案18件を会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第61号から、議案第78号までの平成26年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案18件を一括議題とします。

お諮りします。

ただいま、議題としました議案第61号から議案第78号までの平成26年度南部町各会計決算認定についての議案18件については、委員会条例第6条の規定による議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

議案第61号から議案第78号までの平成26年度南部町各会計決算認定についての議案18件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、決算特別委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。委員長及び副委員長を互選するための決算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。本日、本会議終了後、この議場において、決算特別委員会を開催いたしますのでご了承願います。

---

◎請願第2号から請願第3号の上程、委員会付託

○議長(坂本正紀君) 日程第23、請願第2号及び日程第24、請願第3号を一括議題とします。

本日までに受理した請願2件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配布しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告します。

なお、産業建設常任委員会は、本日、決算特別委員会終了後に開催します。

---

◎散会の宣告

○議長(坂本正紀君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、9月1日、午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

(午前10時24分)

平成27年9月1日（火曜日）

第64回南部町議会定例会会議録

（第2号）



## 第64回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成27年9月1日（火）午前10時開議

### 第 1 一般質問

12番 工 藤 幸 子

1. 交通安全環境について
2. 町道北本村・南古舘線道路の完成予定について

3番 中 舘 文 雄

1. 高齢化社会や人口減少時代に対応する為、町内の各分野に共通する人手不足の解消に向けた人材支援センター等の設立が必要と思われるが、これからの課題と対策について

14番 立 花 寛 子

1. 新庁舎建設計画の中止について
2. 庁舎窓口開設の改善について
3. 苔米地駅の改修工事について
4. 基金の活用について

15番 川守田 稔

1. 地方自治体に導入される競争原理に対する町の基本的考え方と行動計画について

16番 工 藤 久 夫

1. 地域担当職員制度について
2. 長期的な視点で町内の公共施設（保育所、幼稚園、小学校、中学校、公民館、集会施設）等のハード面、運営等のソフト面について早めの検討と具体的な児童、生徒数利用世帯数等の数字の提示、目標年次等の設定は早い方が良いと思う。

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（17名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中舘文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	11番	佐々木勝見君
12番	工藤幸子君	13番	馬場又彦君
14番	立花寛子君	15番	川守田稔君
16番	工藤久夫君	17番	坂本正紀君
18番	東寿一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	佐々木俊昭君	企画財政課長	西舘勝彦君
税務課長	西村幸作君	住民生活課長	川村正則君
健康福祉課長	福田勉君	農林課長	川守田貢君
商工観光交流課長	西村久君	建設課長	工藤良夫君
会計管理者	板垣悦子君	医療センター事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	極檀藤男君	市場長	中野弘美君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君
社会教育課長	赤石裕之君	農業委員会事務局長	中里司君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主幹	夏坂由美子
主査	留目成人		

---

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第64回南部町議会定例会を再開いたします。  
本日の会議を開きます。  
議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。なお、通告外の質問は行わないようにお願いします。

これより通告順に順次発言を許します。

12番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） おはようございます。

きょうは素晴らしいお客様方がお見えでございます。大変ご苦労さまでございます。

それでは、早速でございますが、さきに通告をしておりました2点について町長にお伺いいたします。

まず1点目でございますが、交通安全環境について、森越交差点及び牧野平交差点の安全状態と改善についてであります。

ご存じのように、世界的に道路は今から3,000年以上、古代からその歴史を見ることができると思います。例えばエジプトで巨大なピラミッドを建設したときは、建設用石材を運ぶための立派な舗石道路がつくられ、また、さらには古い時代の道路建設で最も注目に値するのは、全ての道はローマに通ずと言われたローマ帝国の道路であり、全長8万キロメートルを約600年の長い

年月をかけて建設させたものであります。ローマの道の特路線は、しかも直線選定が原則として  
いることと、しっかりとした舗装構造を持っています。

そして、日本の古代道路は4世紀初めごろより、道路に沿って駅を配置し、6,500キロメートルと推定されておりますが、国家を結ぶ古代国家が建設したのは中世から近世に変わっていき、  
その後の各道路整備は各戦国大名の城を中心としたローカルなものに変わっていきました。さらに、1635年、参勤交代の制度を定めましたので、江戸に向かう街道が諸大名が参勤交代する際の  
交通によって発達いたしました。

さらに、日本の道路整備は我が国の自動車時代、明治34年に自動車が輸入されたことに始まり、  
その後は自動車交通時代を追って、大正8年、道路法が、また昭和27年に新道路法が公布されま  
したが、昭和27年度末、国道及び都道府県道の整備状況は舗装済みも5.9%までであり、自動車  
交通の発達に対応できない状況もありました。

このような背景に、道路利用者が支払っているガソリン税収入を道路整備のための特定財源と  
して計画的に整備を促進すべきとの世論が高まり、道路整備の財源等に関する臨時措置法が公布  
施行され、昭和29年（1954年）に第1次道路整備5カ年計画が始まったのであります。昭和33年  
（1958年）には、道路整備の財源に関する臨時措置法にかわって道路整備緊急措置法（1958年法  
律第34号）が公布され、その後の道路整備5カ年計画は今の根拠となっているのであります。5  
カ年計画は次々に改正を重ね、一般道の改良が進み、現在ではほとんどの国道、また都道府県道  
が舗装改善される状況になっているなど、昨今の日常生活に欠かすことができない時代になりま  
した。しかも、日常の事件、事故も多く、特に危険道から目を背けることができません。

そこで、まずは森越の交差点及び南部地区の県道と町道が交差している南部地区、牧野平住宅  
下の交差点は、目を背けることはできない状態であります。いつときでも早く、早期改善の必要  
があるのであります。ぜひ、町長、現場をごらんいただき、早期改善をお願いするものでありま  
す。

次に、2点目であります。町道北本村・南古舘線道路の完成予定について。前南部中学校裏  
の町道北本村・南古舘線道路改良工事の完成予定はどうなっているのか。これは発案から数十年  
以上の月日がたち、再度再度の検討は重ねていると思いますが、道路の存在意義は深く重要であ  
ります。車社会の今日では、区画街路など、いろいろなものがあり、現代社会における道路の存  
在意義は多様であります。例えば交通道路、情報の伝達、郵便、電報、新聞、上下水道、ガス管、  
電線、電話線、災害のときの避難空間、救助活動、そして住民のコミュニケーション等々が憩い  
の場所であるわけでありますので、にもかかわらず、運用の伝達の状況は見えません。しかしな

がら、道路整備特別措置法を、また特例道路を計画的に整備し、いつまでストップストップしているのではなく、道路交通の安全確保と、その円滑化を図ってほしいと念願するものであります。完成予定について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

改めて、町長に2点についてご返答お願いいたします。終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、森越交差点及び牧野平交差点の安全状況と改善についてのご質問であります、まず森越交差点についてお答え申し上げます。

この交差点は、剣吉公民館前から卯月沢へと続いている主要地方道名川階上線と県道櫛引上名久井三戸線の交差点でございます。この交差点における過去5年間の人身事故件数は3件となっております。現在、県道櫛引上名久井三戸線の道路改良工事を実施しており、交差点への道路も拡幅される予定でございますので、交差点付近の見通し等につきましては今後改善されるものと思っております。

なお、現在、剣吉踏切、国道104号から森越に向かう剣吉公民館までの用地買収も終わって、もう道路自体は拡幅されております。それとあわせて、県道櫛引上名久井三戸線の工事福田森越間の工事に入っております、今、福田森越間の部分については用地交渉の部分で少し時間がかかっていることもあります。今、県道でございますので、県と打ち合わせを行い、用地交渉が完了した部分からでも事業を進めてほしいということで、できるだけ早く私どもも交差点含めて改善に努めてまいりたいと思っております。

剣吉踏切、また福田間、この道路が完了しますと、恐らく交通量がさらにふえていくだろうと予想されますので、その後においては信号機が必要なものかどうかという部分も警察関係者等からもご意見いただきながら、安全対策にも努めてまいりたいと思っております。

次に、牧野平交差点についてであります、こちらも先ほどの森越交差点から続いております県道櫛引上名久井三戸線と町道下夕構牧野平線と町道牧野平長谷線との交差点でございます。この交差点における過去5年間の人身事故件数は1件となっております。この交差点につきましてはカーブミラー等は設置済みであり、スピード注意などの看板につきましては今後検討したいと考えております。

なお、交差点の改良工事につきましては、現在計画はございません。しかし、交差点に限らず、交通事故を減らしていくためには、まずはハンドルを握るドライバーの方々の交通安全意識の高揚が第一であると考えております。さらには、町民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践するだけではなく、特に地域が一丸となって子供や高齢者の方々を交通事故から守るための声かけが重要であると思っております。

工藤幸子議員は交通安全母の会の会長さんでもございます。今月、9月21日から30日までの期間、秋の交通安全運動が実施されますので、三戸警察署初め県安全協会各支部及び交通安全母の会連合会等、交通安全関係機関や各種団体との連携をとり、継続して交通事故防止に努めてまいりたいと思っております。

町道含め、町内にはかなりの路線があるわけでもございまして、我々もまずできることから一つ一つ、また場所によっては多額の予算を確保しなければならないという部分がありますので、できるだけ補助事業また道路交付金という部分を活用しながら計画的に進めてまいりたいと思っておりますので、何分ご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、次に町道北本村・南古舘線の完成予定についてお答え申し上げます。

まず、この事業は、国庫補助の社会資本整備総合交付金事業により実施してございます。事業延長は1,248メートルであります。合併後新たに計画した路線でもございまして、平成20年度に事業着手し、平成23年度までに用地測量、地質調査、埋蔵文化財調査等を完了してございます。工事につきましては、平成24年度より着手しており、平成27年度までには288メートルの改良工事が完了する見込みとなっております。用地につきましては約90%を取得しておりますが、一部相続の関係、買収価格の相違などにより数名の地権者と未契約となっており、工事の進捗に支障を来してございます。

また、最近の交付金の配分状況でございますけれども、橋梁等の修繕、補修に重点配分されておきまして、道路改良事業等には要望額の7割程度の配分となっております。このことが計画のおくれの要因ともなっております。このような状況から、完成までおよそ5年前後が必要と見込んでおりますが、未契約分の用地取得、事業予算の確保を要望し、早期の完成を目指したいと考えてございます。

この路線、埋蔵文化財の調査でも当初計画より大分おくれがございまして。ご存じのように、埋蔵文化財が出てきますと、これは必ず発掘して調査をして埋めて、それからでないと工事に入れないということもございまして、当初の計画よりは数年おくれしておりますが、もう事業着手してございますので、あとは用地交渉、そしてまた予算の確保によって、もう少しお待ちいただけ

れば完成できると思ってございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 2つの項目、おおよそ町長さんも大変前向きな話をきょうお聞きしましたので、少しは安心いたしましたけれども、牧野平交差点ですが、町長さん、カーブミラーも設置してあると今おっしゃっていましたが、あそこは構造的に全くよくないというか、標示の仕方も大変不備だなということが実感されます。

例えば、県道はやる予定はないとおっしゃいましたが、町道も通っているわけですが、その町道の裏といいますか、町民が皆さん活用しております場所は木も大変多くて、物が見えないばかりではありません。県道と交差点の間の短さです。土手にかぶさってといいますか、全然、3メートルもあればその交差点の真ん中に車が来るわけですが、それでは間に合わないのです。みんな本当に本当に気をつけてあそこの交差点を使用しておりますけれども、「とまれ」の停止線もずっと後ろに設置して白線を引いておりますけれども、そのずっと後ろからカーブミラーの状態が見えません。ですから、土手を、木は伐採したようですが、土手の高さが高くて、走ってくる車と間に合いません。白線を引いている部分が非常に奥のほうにあるもので、そうすると前に来るということに問題があるというか、それは実施してもらわなければならないのと、土手の壁面を少し削ってほしいなと思っています。

そういう状態でございますので、とにかく町長さんもあの現場に行ってください、どういうふうになればここは事故がなく、県道のスピードの出る車もちゃんと事故がないように通れるということにぜひ、忙しい町長さんですのでいろいろお話もあるんですけど、その辺をまずは行って土地をごらんいただいて、いい交差点にしてほしいなと思っているので、早期にそこを見ていただきたいと思っている次第でございます。

そのほかに関しては大変いいご答弁をいただきましたので、ありがたく、そのお言葉を皆さんにお知らせもするなりして、気持ちを落ちつかせてもらうようにしたいなと思っています。ですから、ただ、この場所がこうだというのを流してしまうのではなく、厚意を持って町民に納得のいく答弁がいただければいいかなと思っていますので、ぜひそれを実行してほしいと思っています。

そのほかは順次予定が出たようですので、私の質問は以上で終わります。

○議長（坂本正紀君） これで工藤幸子君の質問を終わります。

3番、中館文雄君の質問を許します。中館文雄君。

（3番 中館文雄君 登壇）

○3番（中館文雄君） おはようございます。

きょうは傍聴席に、南部町の商工会をリードしてきた、また、これからもリードするであろう婦人部の方々が傍聴に訪れております。また、名川キョウユウ会の会員の方々もきょうは傍聴に来るといって数名お見えになっております。緊張しながら質問してまいりたいと思います。

私は、今定例会に臨むに当たりまして、4年間の議員活動の中心を、現地に足を運んで、目で見、耳で聞き、現状をしっかり把握することを心がけてまいりましたので、それぞれの立場で抱えている課題は共有しながら、みずからの工夫や地域での協力によって解決された現実も多く見てまいりました。

町の政策の中でも、子育て世代への支援や若者の定住促進にかかわる支援、また、各世代にまたがる福祉にかかわる支援はそれぞれの政策によって取り組まれており、成果を期待するところでもあります。

これらの支援事業は、対象となる町民の負担を援助するため、各自治体で取り入れられていますが、一方で、少子高齢化社会に入り、町内でも多く聞かれる声に、個人経営者や企業経営者を問わず、また農業を中心として今日まで頑張ってきた町民でも後継者不足や労働力の確保が難しくなり、みずからの高齢化により事業の継続が意欲があっても難しくなってきたとの声が多く聞かれるようになりました。

私は、町の政策の中にもこうした問題に対応するために早急に取り組む必要があると思います。町の活性化とはいえ、今の社会では新たな企業誘致等は難しく、現在の町内の企業や事業主、または農業を中心として今日の南部町を支えてきた方々の声や、事業継続に意欲のある方々への支援方法を、町の政策として取り組む必要性を訴えながら、通告しておりました次の項目についてお尋ねいたします。

1点目は、現在、行政主導の政策や事業の中で、町民の支援や協力を受けながら進めている項目の内容や状況についてお尋ねいたします。

2点目は、シニア世代の持っている力や人材を地域づくりや町内の産業支援に積極的に生かす政策が必要と思われるが、そうした場合の対策や課題についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

3点目として、現在も各階層に向けての支援政策が実施され、効果を認めるところでありますが、先ほども申し上げましたが、農業事業者の中で繁忙期に人手不足が切実な問題となりつつあります。高齢化によることも原因だと思いますが、町の農業支援政策の中に、これらに対応するために人材支援センター等を検討し、対策を講ずる方法も政策として考えられますが、現状の認識と対応についてお尋ねいたします。

今、政府では地方創生を掲げ、各自治体のまとめられる計画を注目しているところです。それぞれの自治体に移住者を求め、新たな事業者の受け入れを進めようとしている中で、財政支援も大事ですが、その地域の実情に精通した人材支援も私は大いに役立つと思います。町内には、いろいろな分野にまだまだ活躍できるシニア世代の方々も多くいると思っております。町独自の政策をもって南部町の活性化を図り、町の創生に取り組むべきだと考えるものであります。

町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、町民の支援や協力により実施している現在の事業の状況と内容についてでございますが、南部町のみならず、一部の地区を除き、全国的に人口減少が続いており、町としましてもさまざまな施策を講じておりますが、歯どめをかけるまでには至っていない状況が続いております。今後、町民の皆様からご支援、ご協力をいただいている事業につきましても、人材不足による規模縮小や廃止を懸念しているところでございます。

現在、町民の皆さんから行政員などの各種委員としての役割を初め、交通安全、防犯指導、消防防災、町道清掃などで広くご協力をいただいております。感謝申し上げますところでございます。中でも、町民の支援や協力をいただいている代表的な事業としましては、町道清掃作業が考えられます。現在は地区の環境美化の推進を図るため、清掃作業を実施した行政区に対しまして、謝礼としてお支払いしております。昨年度は43の行政区からご協力をいただいております。

また、農道補修事業は町内会等からの未整備農道補修要望に対し、町からは生コンなどの原材料を支給することで支援しまして、敷きならしは地元町内において施工する事業も行っております。昨年度は相内地区において実施しており、延長100メートルを実施しております。なお、これまでの実績といたしましては7地区、1,735メートルとなっております。一定の成果が出ている

ものと思っております。

教育関係では、学校と地域ネット推進事業がございます。町内の各分野の有識者の方にお願ひしまして、授業などの学校教育活動に参加してもらい、児童生徒の学習に対する基礎、基本の定着を図り、地域に対する愛着の心をはぐくむことを目的とした事業でございます。年間延べ50名ほどの町民の方々からご協力をいただいております。

その他といたしましては、障害者福祉関連のNPO法人に対しまして、草刈り作業などについて委託契約を締結し、実施しております。ぼたんの里、ゆとりあ、介護予防拠点施設などの保健施設で6月ごろから9月ごろまでをお願いしているところでございます。

このように、町民の皆様からご支援、ご協力をいただいている事業は多岐にわたってございますが、今後とも事業を進めるに当たりましては、さらなるご支援も賜りたいと考えてございます。

次に、シニア世代の人材を積極的に生かす対策と課題についてお答え申し上げます。

ことし4月に青森県が発表した平成27年2月1日現在の高齢者人口等調査によりますと、青森県の高齢化率は28.71%、南部町の高齢化率は県内で18番目となる33.39%でございます。高齢化比率の進展に伴い、非労働人口は増加の一途をたどることが見込まれることから、議員ご質問のとおり、高い技術や豊富な経験を持つシニア人材を有効に活用することは必然であると考えております。

現在、青森県内には高齢者の生きがいの充実と社会参加の促進を図ることを目的として、22市町村に20のシルバー人材センターが設置されてございます。近隣市町村におきましては、八戸市、十和田市、おいらせ広域に設置されておまして、三戸郡内ではいずれの町村も未設置という状況でございます。

シルバー人材センターでは、おおむね60歳以上の健康で働く意欲があり、センターの趣旨に賛同する方を会員として登録し、家事の手伝いや草刈りといった屋内外での作業のほか、植木の手入れや大工仕事、塗装といった技術を必要とする仕事などの依頼に応じて、登録者をあっせんしているものであります。

また、センター未設置町村に居住する高齢者を会員として受け入れておりますので、現在、八戸市シルバー人材センターでは南部町民1名のほか、五戸町民10名、階上町民1名を受け入れてございます。

町では、ことし5月、県内のシルバー人材センターを統括する青森県シルバー人材センター連合会に賛助会員として入会したところでありまして、町民の皆様も八戸市シルバー人材センターを活用し、就業機会の提供を大いに受けることができるようになったところでありまして、しかし

ながら、現在の町民の登録者数は、先ほどご説明いたしましたとおり1名にとどまっているものであります。

また、南部町社会福祉協議会では独自にボランティアセンターを設置してございます。現在は個人18人、団体6団体が登録してございます。しかしながら、昨年度における活動実績は、老人クラブが主催する大会運営などといった依頼に対しての活動のみであり、町民個人に対する活動実績はゼロ件でございました。このため、町民の潜在ニーズの掘り起こしや貴重な人材資源の確保が課題であると考えられることから、これら2つの人材センター機能につきまして、町民の皆様への周知徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、農業従事者の中で繁忙期に人手不足が切実な問題であるがとのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、近年この問題は農業従事者の高齢化や後継者不足が要因と考えられており、当町に限らず、近隣市町村や県内外においても問題となっております。

南部町の基幹的農業従事者は、2010年の世界農林業センサスでは2,601人で、うち65歳以上の割合が53%となっております。農業従事者の高齢化や後継者不足は、年間を通じて農作業の慢性的な労働力不足を招き、繁忙期には農家の方々から労働力不足の声も聞かれていることと、労働力不足から経営規模拡大へ取り組めない要因にもなっていると考えられます。

各農家の現状の人手不足の解消としましては、農作業繁忙期の労働力確保のため、個々の農家の方が直接個人の方に依頼しての雇用確保や親類、隣接の方々の協力を得ての手間がえ等で行われていると認識しております。

近隣市町村での労働力不足に対する人材派遣事業としましては、八戸市シルバー人材センターで臨時的かつ短期的な就業を紹介しております。会員には農業の知識を持つ人の登録者が少ないため、農家の方から作業の仕方等の指導を受けながら、軽作業が主なものと伺っております。

また、県では平成23年度から農業の労働力不足解消等を目指し、農業、福祉、教育、行政が連携し、障害者の農業就労を促進する県南地域障害者農業就労加速事業を実施し、三八地域障害者農業就労促進ネットワークを構築しました。ただし、このネットワークの事務局は今年度、県から民間の事業所に移行し、実施しております。

当町の農家の方もこの事業に農作業を依頼しているところではありますが、作業内容に制限もあることから、今年度、5月から10月までの依頼延べ申請件数は6件で、延べ作業日数は56日となっております。周知としましては、認定農業者連絡協議会や若年農業後継者の意見交換会、人・農地プランの座談会等においてご説明しているところでもあります。今後は広報なんぶへ掲載し、周知を図ってまいりたいと考えております。

町では、農業従事者の高齢化と後継者不足による耕作放棄地の解消対策として、担い手確保、後継者育成、新規就農者支援、農業労働力不足の解消につながる農作業の省力化に資する農業機械導入補助事業など、町単独事業や県の事業に補助金をかさ上げし、取り組んでいるところであります。

また、人材支援センター等を検討し、対策を講ずる方法も政策として考えられるがとありますが、近隣の人材支援センターでは農業経験者の登録がなく、高齢化などから新たな人材確保への取り組みが課題となっていると伺っております。議員ご指摘の繁忙期の労働力確保については、近隣市町村との共通した問題でもありますので、県、八戸農業協同組合、土地改良区などで組織しております南部町農業関係機関連絡会議に問題提起し、町単独での取り組みや広域的な取り組み等も視野に入れ、情報確保に努めながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、参考に、八戸市から南部町で農業をやりたいという、この方は元自衛官の女性であります。現在、南部町に籍を移し、農地を借りて取り組んでいる方でありまして、そのときに私のところにもその方が相談に参りました。その方は元自衛官でございますので、自衛隊の退職年数は非常に早いということで、元気で若い人たちが元自衛官で退職をしている人が多くいるはずであるということで、その方は将来的にそういう自衛官の方々に呼びかけをし、そして労働力不足のところに紹介できるような、そういうこともみずから取り組んでいきたいと、そういうお話をしておりました。そこで、南部町自衛隊協力隊の会長さんを紹介させていただいて、その話を会長さんのほうにも相談をした経緯がございます。

そういうふうには個人といいますか、企業を興してそういうことにも取り組みたいという方もおります。そういう方々とまた情報を共有しながら、町としてできるもの、そしてまたそういう方々がほかにもあるような方々には一緒になって確保に努めたいと思っておりますが、正直、農業従事者に対する希望する方々は少ないというのも現状でございます。これは自分が農業をし、恐らくみずからが年齢的に今後農業を続けることが体力的にも無理だという方々が、自分のところを終わって、じゃあほかの方々のところに農業従事を希望するかというと、やはりなかなかこれはないだろうと思っております。非常に難しい問題でありますけれども、農家の声というのはそういう声が非常に多いということもお聞きしておりますので、県または近隣のシルバーセンターの登録者の方々の情報というのをしっかりと町民の皆さんには周知を図りながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 私は今回、この問題を取り上げましたのは、学校関係であれば一応定年を迎えられた方々といえますか、60歳過ぎた方々を総合学習の指導員だとか、いろんな形で活用、活躍されている方々も見ております。それから、その中でもそれが町のほうでそういう方々に対して、例えば収入的な面でどのような支援がなされているのかというのがちょっとわからなかったものですから、その辺をあわせて、このシニア世代のこれから活躍する場というのは町で相当考えていかなければならない。今、政府でも生涯活躍のまちというので議論を進めているのは、この前の新聞でも出ていました。そういう方向で国でも考えていくんですから、先取りして町でそうしたシニア世代の活躍する場、南部町にはこういう組織があると、こういうのを使って地域の活性化のためにやっているというのをいち早く私はつくるべきだと思うんです。そこに行政としてどういう形の支援をしていくか、その辺も考えて、ほかにないことをやっていかないと、やっぱりなかなか生き残りをかけては難しいと思いますので、あえてこの問題を今回取り上げてみました。

特に、農業者の方々を回ってみますと、大変だと。1週間、10人、15人の人手があれば、さらに収入に結びつく。今まで私が見ていますと、現在の支援というのは負担を減らすための支援はしています。子育て、若者定住、それから老人に対するのは、出費を抑えるため、出費は町のほうでかわって支援をしましょうという制度は全国的にありますけれども、それぞれが収入をふやすために、働きに行った人も収入になると、来てもらった人もそれが収入に結びついて、町の財政にも還元できると。そういう組織をいち早く私は検討していくべきだろうという思いがあったものですから、この問題を取り上げていました。

特に学校支援だとか、そういう場合、具体的にここまで質問していなかったんですけども、例えばそういう手当だとか報酬に対して、これは学校独自でやっている、それとも町のほうでもそれに対するある程度の支援はしているのかどうか。1点、この辺、今現在、現状がどうなっているか、数字的にわかればお答えいただきたいと思います、1つはですね。

それから、今後やっぱり町民の収入に結びつけられるための支援事業、そこに10人、20人、人手が行って助けることによってその方の収入も上がる、それがまた財政にもはね返ってくるような政策も町としてはやっていく必要があるだろうと思いますが、それに対する考え方、もし考えがあればお聞きしたいと思います。

それから、今現在、南部町でシニア世代を組織して、そういう支援組織というのはあるかどうか

か。今、私ずっと見たところ、なかなか、ボランティアは別です。ボランティアとして無報酬でやっている方は組織はいろいろあると思いますけれども、ただ、やはりそういう活動することに何かの収入がその人にもあって、それがまた町民の収入にもはね返るという政策を早く打ち出していく必要があると思いますので、その辺をひとつ、考えがあればお聞きしたいと思います。

以上、3つ。

○議長（坂本正紀君） 社会教育課長。

○社会教育課長（赤石裕之君） 1点目の学校関係での支援についてお答えいたします。

町では、地域ネットという形で地域の方を活用した場合、約50名の方、年間200回程度の事業を行っております。1回につきまして、個人につきましては2,000円、団体につきましては4,000円の報酬を差し上げております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 中館文雄議員のご質問にお答えいたします。

農業の問題、要するに手間を求める農家の方、確かに議員おっしゃるとおり、1週間10人か15人、そういう手間を助けてくれる方がいれば収入が伸びるということは確かでございます。そしてまた、それを補うためには労働力を提供できる方がなければならないという人材確保の問題がございます。

先ほど町長からも説明がありましたけれども、これは近隣市町村とも共通した問題がございますので、町の農業関係機関連絡会議というのを毎月行ってございます。それに問題提起をしまして、取り組みをこれから進めていきたいと考えてございます。

また、八戸のシルバー人材センターにも会員登録という方もございますので、その会員登録のほうも視野に入れながら、広域的に取り組んでいかなければならないと考えてございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） 中館議員の最後の支援機構に関するシニア世代の支援組織のこの問題ですけれども、先ほど町長の答弁の中にもあったとおり、先般の5月に県のシルバー人材センター連合会に賛助会という形ですが、会員になりまして、南部町民も八戸市の人材センターを活用できることになったわけですが、今現在、登録している南部町民の方が1名だけでありまして、当然5月に入ったばかりでありまして、その辺の制度といいますか、機能の町民の皆様への周知はまだ図られていないのが現状でございます。町長答弁にもあったとおり、周知を図りながら、とりあえずはまず隣の八戸人材センターという組織を活用いたしました形で周知を図った上でまず様子を見ていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（坂本正紀君） 中館文雄君。

○3番（中館文雄君） ありがとうございます。今、国でもまち・ひと・しごと創生本部、町のほうでも立ち上がったということは新聞で見て、進められて、私はまち・ひと・しごとよりも、ひと・しごと・まちづくりだと。人が育って、そこに仕事が発生して初めてまちづくりができるだろうぐらいの気持ちを持っている人間の一人です。

今、健康福祉課長からも答弁あったように、八戸の人材センターを活用しながらということですが、私は今、町でこの創生本部を立ち上げていろんな検討されている中で、町独自で人材センターみたいなのを思い切って組織づくりして、率先して町の産業の支援というものを考えていく必要があるだろうと思います。そういうところからこの問題を取り上げましたけれども、それは法的に難しいものですか。人材派遣法とかいろいろあるものですから、行政でそれを主導するのは難しいという問題はあるかもしれない。何かその辺で検討した経緯があるかどうか、改めてひとつそこだけ質問します。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） 以前の定例会でございましたけれども、19年の3月定例会で西塚議員、及び21年9月の定例会におきまして工藤議員からもシルバー人材センターに関しましてご質問がありましたけれども、県内の状況を見ますと、直接自治体がやるのではなく、社会福祉協議会がやっているのがほとんどでございます。当町にも社会福祉協議会がございますけれど

も、社会福祉協議会と協議もいたしまして、現在も先ほど説明したとおりシルバー人材センターへの要望といたしますか、まだ1名しかないという段階で、まだまだ検討するのが必要であるということ、現在、先ほど言ったとおり八戸市の人材センターを活用いたしまして、様子を見ていこうという形でございます。

以上であります。

○議長（坂本正紀君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時56分）

-----  
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

-----  
○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

14番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。

今期最後の一般質問を行います。

初めに、安倍政権が戦争法案の衆院可決を数の力で強行し、参院で審議が始まって1カ月、審議が進めば進むほど、自衛隊をアメリカの戦争に参戦させる法案の危険性が鮮明になり、国民の命を守るという安倍首相の口実が成り立たないことがはっきりしてきました。政府自身がまともに説明できない法案は廃案にすべきなのに、安倍政権は参院での早期採決、衆院での再議決まで狙う、国民世論に完全に逆行する姿勢をあらわにしております。日本の平和と安全なくして、地域の生活は守れません。安倍政権をさらに追い込む闘いを大いに広げ、戦争法案を必ず廃案にしようではありませんか。戦争法案についての決意を述べ、一般質問を始めます。

新庁舎建設計画の中止について質問いたします。

ことしの予算に庁舎建設の調査費が計上されました。この予算について、さまざまな意見が聞かれております。今ある役場はどうするのか、どこに建てるのか、役場が遠くなり困る、名川に建物ばかり集中し不公平だ、などです。新庁舎建設を歓迎する声は多く聞かれませんでした。分

庁舎方式がこれからの地域づくりの発展、振興のため、必要ではないでしょうか。新庁舎建設計画で町民の不信感は高まっております。分庁舎方式を続けることこそ、バランスのとれた町民サービスといえます。分庁舎方式を続けるとはならないものでしょうか。答弁を求めます。

次に、新庁舎建設計画中止の判断は、どの時点で決断するものでしょうか。質問するものであります。

新庁舎建設に向けての取り組みという同僚議員の質問に、かなり詳しい計画を説明しており、現段階では全くの白紙という答弁は本当だろうかと考えます。いずれにせよ、町民に対する説明もない状況では、町民の判断のしようがないともいえます。十分な説明を行うとともに、町民の希望しない施策は行わないように要望するものであります。

そこで答弁を求めるわけではありますが、新庁舎建設について町民がどのような態度を示したら建設中止と判断なさるのか、お聞きするものであります。答弁願います。

次に、庁舎窓口開設の改善についての質問です。

非正規雇用など労働条件の悪化で休日でも休むことができない、平日休むと給料が減額されるなど、厳しい中で労働している人が出てきております。ひとり暮らしなど单身者も多くなり、役場の用事一つ片づけるのも大変だと言っています。14億円の庁舎を建てるより、窓口に行けない町民のために工夫してほしいと言っております。休日や時間外でも窓口開設を設定するとか、自宅に出張するなどのサービスはできないものか、提案するものであります。答弁を求めます。

苫米地駅の改修工事についての質問であります。

現在、苫米地駅の修繕工事は実施されております。しかしながら、その工事内容は現状復旧というもので、町民の方が望んでいるものではありませんでした。北高岩駅や諏訪ノ平駅には屋根がありますが、どういう理由で苫米地駅には屋根がかけられなかったのでしょうか。国鉄でもJRでもなく、青い森鉄道の管理でもないということはどういうことなのでしょう。現在、青い森鉄道として利用しているわけですから、青い森鉄道を管理している青森県とも協議し、屋根を取りつけていただきたいのであります。特に冬場の安全確保のためにも、屋根は必要です。答弁願います。

基金の活用についての質問です。

町には、さまざまな名目の基金があります。財政調整基金には11億8,636万8,000円余、地域振興基金は15億6,234万2,000円余、公共施設整備基金は28億9,773万6,000円余、それぞれ積み立てられております。平成26年度末現在高は、一般会計で89億1,904万1,000円余になっております。財政調整基金は特別用途制限はない、自由に使えるお金です。4年前から比較しても、基金の総

額で約40億円以上の積み立てになっており、財政調整基金で比較しても約2億9,000万円以上の積み立てになっております。もともと町民の納めた税金です。税金は、町民の生活を豊かにするために活用されるべきではありませんか。

町民の要求の強い保育料の負担軽減、介護保険料の減額、特別養護老人ホームの増設、介護手当の復活、70歳以上のバス料金無料化や入浴料無料化の拡充などにも活用することを提案するものであります。特に介護保険料は高過ぎます。何らかの手当てが必要ではないでしょうか。老後の生活を考えるとき、不安だらけだと言っております。有料老人ホームなど建ててはおりますが、低年金の方にとっては考えられないと言っております。特別養護老人ホームでなければならない理由がここにあります。

介護手当とは、65歳以上の寝たきりお年寄りに年額12万円支給していたものであります。70歳以上の皆様は戦前戦後の苦しい状況を生き、今日の日本を、地域を築かれた方々であります。地域の様子に変化し、買い物にも困っているという話を聞いております。車の運転にも限りがあり、里バス等が頼りだと言っております。せめて70歳以上の方のバス料金は無料でよいのではないのでしょうか。

入浴料無料化についての根拠であります。名川老人福祉センターでの入浴料は70歳以上は無料、65歳以上は100円となっております。それに合わせて改善できないものではないのでしょうか。

保育料の負担軽減は、これまでも取り上げてまいりましたように、低所得者の負担軽減を求めるものであります。

いかがでしょうか、答弁を求めるものであります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花寛子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、新庁舎の中止についてという内容のご質問でございますけれども、3月の予算特別委員会、一般質問の答弁の中でも申し上げましたように、新庁舎の整備を検討する上で必要な面積、機能、建設費等、総合的に今後判断していくための初歩的な調査として調査費を当初予算に100万円程度計上したところでございます。

そのときにも、立花議員、山田議員にもお答えを申し上げます。あくまでも白紙の状態、検討していくために、何も調査なしで検討にも議論にもならない、そういうことを申し上げた次

第であります。とかく庁舎建設になりますと、全くの白紙状態でも話がひとり歩きする、もう既にひとり歩きしている部分があります。そういう部分は慎重に取り組んでいかなければならないと考えております。あくまでも現在の分庁舎方式でいくのか、また総合庁舎が必要なのかも含めながら、現在は白紙の状態である。まさに、これから議員の皆さんと協議しながら、どういう形で進めればよいのか、検討してまいりたいと。これは前回も同じ答弁をしたところでありますし、今も同じ考えでおります。

今後議論は進めますが、建設に決まったわけではありません。よって、議員の新庁舎建設計画の中止についてという質問であります。全く白紙の状態でございますので、ここは議員にも正しい情報をぜひ町民の皆さんに逆に知らせていただきたいと思っております。

現在は本庁舎、南部分庁舎、中央公民館、健康センターでの分庁舎方式を実施しておりますが、数年後には本庁舎、南部分庁舎は建築後30年経過し、中央公民館は建築後40年経過するため、今後老朽化による施設改修と維持管理費が増大することが想定されます。よって、今後も分庁舎方式を継続していくのか、統合庁舎にするのか、町村合併10年を機に庁舎利用住民の利便性も考慮し、検討したいと考えております。

今年度は分庁舎方式を継続した場合の事業費及び統合庁舎建設をする場合の用地や建物等の必要面積、事業費等、検討資料の作成を進めていただきたいと考えております。

ここでは特に、なぜそういう庁舎のことも考えていかなければならないのかと、きょうは傍聴されている方々もおりますので少しその理由を述べたいと思っております。いわゆる合併特例債、合併したことによって建設等を行う場合、7割が戻ってきます。仮に10億の建物を建てた場合に、後に7億が町に戻ってくる。実質的に、10億の場合ですよ、3割負担が町負担、これが平成32年度までに建設が完了した場合にはそういう優遇がされます。ですから、そういうことも将来の負担、町の財政負担を考えたときに、これは検討はやっぱりするべきではないかと私は思っております。現在、する、しない、これを検討していく、そういうことが将来的な財政、子供たちに逆に負担をかけないためにはそれも考えていかなければならない、こういう事情もあります。

また、確かにその方向でいきますと、現在の分庁舎方式、今よりは遠くなって不便だ、こういう方々は当然出てくるだろうと思っております。ただ、そういうふうにならなくても、窓口業務というのはそれぞれの地区にこれは必ず残るわけでありまして。そういう部分も、メリット・デメリット、これを我々は両方提示して議論していく。1つだけにだめだでは、私は議論にこれはならないと思っておりますので、ただ、大きな事業でありますので、これは慎重に議員

の皆さんとしっかりと議論をし、最終的には提案しても議決をいただくのは議員の皆さんからでございます。ここはしっかりと、どういう形が望ましいかということも議員の皆さんと議論をし、また町民の皆さんの声というのをも反映させて、今後の方向を決めてまいりたいと思っております。

次に、庁舎窓口開設の改善についてのご質問でございますが、休日や時間外での窓口開設についてですが、南部分庁舎の住民生活課において、住民サービスの向上として、仕事の都合上で平日や日中に役場の窓口に来られない町民の方に対しまして、平成21年度から毎月第1と第3土曜日の午前8時15分から正午まで窓口業務を開設し、住民票の写しの交付、印鑑登録及び印鑑証明書の交付を行っております。平成26年度の実績といたしましては、72件であります。また、合併当初から、開庁時間内に来られない町民の方に対しましては、本庁舎、健康センター、南部分庁舎においての電話での予約制による午後6時までの窓口業務を延長し、対応しております。平成26年度の実績といたしましては、本庁舎16件、健康センター3件、南部分庁舎9件であります。先ほどの毎月第1土曜日・第3土曜日、年間で72件、そして窓口延長において本庁舎16件、健康センター3件、南部分庁舎9件、この数は1年間を考えたときに多い、多過ぎる、多い数字なのか、こういうことを判断していかなければならないと思います。さらに、土曜日・日曜日・祭日等における死亡届につきましては、住民生活課の職員が当番による待機の態勢をとっており、各庁舎警備員からの連絡により、待機職員が速やかに登庁し、対応しているところであります。

自宅に出張するなどのサービスにつきましては、住民基本台帳法、南部町個人情報保護条例、南部町住民基本台帳ネットワークシステム管理規程により、システム情報の外部への持ち出しを禁止しており、本人確認情報等の漏洩を防ぐ観点から、行政サービスとしては難しいと考えてございます。先ほど繰り返し申し上げましたが、先ほどの数字が365日、1年間で多くてもっと対応しなければならないという数字なのかどうかというのをも冷静にご判断いただきたいと思っております。

次に、苫米地駅跨線橋についてでございますが、なぜ屋根をかけなかったのか、これ昭和42年に鉄道と立体交差する人道橋として供用開始し、現在まで48年を経過している橋梁でございますので、そのときどういう経緯でそうなったかというのはちょっと把握していないところでございます。

町では橋梁の構造、交通の安全性確保など、適正な維持管理を行うため、平成22年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、これに基づき設計施工を行っております。

今回の工事はこの計画による補修工事であり、新たに屋根を設置することは構造上、設計荷重

を超過することになるため、結果として屋根を設置できないこととなりますので、ご理解いただきたいと考えております。今後とも跨線橋の改修工事を行う場合は、青い森鉄道と安全性などを十分協議し、計画をしまいたします。地域住民の皆様には不便をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

次に、4点目の基金の活用についてでございます。

まず、保育料の軽減、介護保険料の減額及び70歳以上のバスの無料化についてでございますが、財政状況等を考慮いたしますと、現段階ではこれらの実施は考えてございません。また、介護手当の復活についてでございますが、介護手当とは在宅で介護している世帯等に対しまして、ある一定の金額を給付する制度、あるいはこれに類似した制度のことと思われませんが、これにつきましても現在は実施の考えはございません。

次に、特別養護老人ホームの増設についてでございますが、当町におきましては特別養護老人ホームと同様のいわゆる介護保険の施設サービスである老健なんぶを既に町で運営しているところでございます。また、町内には特別養護老人ホームが既に3施設ある状況でございますが、これらのことを勘案いたしますと、増設等を含めた特別養護老人ホームに関しましては、今は民間でできる事業の一つであると考えているところであります。

次に、70歳以上の入浴料の無料化についてでございますが、町内の入浴料につきまして、町営の施設に限って申し上げますと、ぼたんの里、また、ゆとりあ及び名川老人福祉センターでは既に70歳以上の町民の方々は無料でございます。バーデハウス及びチェリウスは有料となっており、70歳以上の方の入浴料は420円でございますが、これら2施設の入浴料につきましては、70歳以上を含む65歳以上の町民の皆様には年間で12回利用できる無料利用券の配布を行っているところでございます。したがって、これらの入浴料を完全に無料化することは現在考えてございません。

また、立花議員ご指摘の基金の活用についてでございますが、当町における基金は一般会計と特別会計を合わせて14種類の基金がございます。平成26年度末の一般会計基金の現金残高は86億7,624万円でございます。それぞれの基金はそれぞれの基金条例によりまして使い道が限定されてございます。基金の活用につきましては、予算案などを通じまして、その都度議会にお諮り申し上げますので、その際にはよろしくようお願い申し上げたいと思います。

なお、介護保険、福祉施設等、また100円バス等々のお話もありました。立花議員にもいつも申し上げているんですけれども、立花議員さんの思いというものもあるでしょう。誰しものが無料化、ただがいい、または軽減してくれればいい、これは誰しも思うことであります。しかし、我々は

この先の南部町、10年、20年先、30年先、その先に対しても我々は責任を持っていかなければならない。今、確かにそういう措置をして、これはありがたいだろうと思っております。特に高齢者の方々は、今のうちにそういうのがないと我々も恩恵を受けられないなと思うことも確かであるでしょうけれども、将来の子供たちに我々が負担をかけることを今していくということになるわけでありまして。将来、この南部町を担っていく子供たちがそのときにもやはりきっちりとした財政基盤があって、新しい人たちが今度新しい発想を出して南部町のまちづくりをしていく、そういう時代のためにも我々はしっかりと財産を残していくのも私は大事なことだと思っております。

保健福祉施設をふやしてほしい、介護保険料は高い、上げないでほしい、いつも申し上げているとおり、これは連動するんです。老人福祉施設が多いと、当然利用する方も多い。利用する方が多いから介護保険料が上がるんです。ですから、ここは住民の皆様にもしっかりと私どももご理解をいただいて、そして今、福祉施設は町が当時と違って、当時は民間の方々がなかなか事業を起こす方が少ない、そういう中でこれは町として公共としてやっていかなければならない時代だと思いますが、今は民間の方々が事業者になって、もう既にきっちりした運営を行える、そういう時代なわけでありまして。ですから、逆に私は民間活用で、ふやす分はふやしていきながら、ただ、そこには介護保険料がそれに伴って上がるんだということも町民の方々にはこれは理解してもらわないと、こっちをやってほしい、こっちをただ下げてほしい、これはいささか矛盾している部分もあるわけでありまして。

その中においても、私どももできるだけ上げないでいけるようにするためにはどうすればいいか、これは答えは1つです。町民の皆さんが健康で医療にかからない、介護施設を利用しなくても元気でいられる、そういう町民の方々をふやしていくことができれば、これは介護保険料は上げなくて済むわけでありまして。10月に南部町健康宣言をする予定でございます。ですから、健康、まさにそこに力を入れて、そのことによって医療費、介護保険料等が1年2年では成果は出ないんでしょけれども、その先にしっかりと成果が出るような取り組みをしていきたいと思っております。

最後にバスの関係でございますが、これは旧名川地区で最初行ったときも住民の皆さんから要望がありました。我々、お金を負担してもいいから何とかバスを出してほしい、そういうことでワンコイン、これは高齢者の方々からもその負担についてしっかりと意見も聞きました。100円出していい、そのかわりバスが運行してくれれば我々はいいいんだと、そういうことから100円バスがスタートし、今は南部町全体でバスが運行しているわけでありまして。確かに無料、町民の

皆さんからすれば非常に聞こえがいいご質問だと思いますけれども、私どももいささかはお負担もしていただいて、そのかわり、しっかりと将来までそれを続けていけるような体制をつくらなければならないと思っております。

基金については非常に多いという金額と思われていると思います。この先、庁舎に限らず、学校、そういう建設が間違いなく、かなりお金のかかる事業が将来、先に、間違いなくこれは出てきます。そのときのためにしっかりと、そのとき事業を行えるようにしていかなければ、これはその後が大変になるということで、今は基金をしっかりと貯蓄させていただいておりますが、いずれ必ずこの基金は活用しなければならない、活用することがあるわけでありまして。そのときはしっかりと町民の皆さんのために有効に活用してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 大変今までになく具体的に答弁がなされたものと思っておりますが、新庁舎建設計画の中止について、中止も何もないというような答弁でありましたが、余りにも計画がきっちりと出ているわけでありまして、14億円という金額まで出ていると、やはりこれは建てるのではないかととるのは筋ではないでしょうか。まして、行政の中で調査費が盛られるということは、やはりそれに進んでいくということが常になってきております。あくまでも白紙ということをおっしゃいましたので、分庁舎方式か新庁舎方式を建てるか、これから議論を進めるということでありまして、住民の皆さんにぜひともその計画をきっちりとご判断できるような文章を作成して、十二分に議論をされることを望むものであります。

ところで、その建てる予算について、合併特例では7割ほどが戻ってくると言っておりますが、それを当てにしなくても地域振興基金として合併特例事業の一部で町では10年間に17億円以上積み立てる目標がある、これで十二分に使えるものと思っておりますし、26年度末では15億円前後の積み立てもありますし、むやみやたらに合併特例債を活用するということはいかがでしょうか。時期が来れば建てなければならないのは私自身も理解しております。さまざまな建物の改修なども時期が来ればやらなければならないと思いますが、そのときになればきっちりとした予算なども政府との間でも確保できるわけでありまして、合併特例債にこだわる必要がないということをお訴えしておきたいと思っております。

次に、新たな窓口行政の拡充といいますか、改善ということについてであります。やはり私

たちは条件のよい労働者の皆さんだけを見ているわけにはいかない、大変厳しい状況がこの世の中に覆っているということを理解する必要があるのではないのでしょうか。今までも改善されてきていると思います。休日とかさまざまな改善は認めるところでありますが、やはりその町がやっている窓口開設だけではとても用が足りないということが直接届けられております。それだけ厳しい状況になってきているわけでありまして。そして、その取り扱っております内容も、相談したいという内容がその項目に合わなければ、どうしても給料を減らされても休みを取って行かなければならない、そういう状況が蔓延しているということをご理解いただきたいと思います。

特に、先ほど説明のありました自宅に出張するということが法律上許されなければ、電話連絡などきっちりとおとりになって、公民館でも公立のところでお待ちするとか、さまざまやる形はできると思います。それだけ行政に対して、窓口業務に対しては親切なやり方を行ってほしいというのが趣旨ではないのでしょうか。ぜひ、この点はもう少し、どういうことで困っているのか、窓口にならず来なければ解消できない手続上の問題もあるでしょう。そういう人の細かな気持ちも酌みながら、どういうことをすれば住民の皆さんの要求に応えられるのか、調査研究をしていただきたいと思います。職員の皆さんにはきっちりと時間外とか休日手当などお支払いすればよいと思います。

苫米地駅前に対しては、もう昭和42年当時のことをどの方がその当時の内容を知っておられるのか、これはしようがないことだと思います。ところで、長寿化計画が当たりましたことは大変喜ばしいことではありますが、屋根が取り付けられていないがために大変苦勞しているのが実情です。構造上、屋根は取り付けられないということでありましたが、初めから長寿化計画でやるということ以外、予算を取りつけることができなかつたのでしょうか。近くには苫米地団地など、将来的には年配の皆さん方が住まわれる状況が予想されます。そういうときに雨風、雪降りなどでも出かけなければならないときに、苫米地駅を利用するときに大変安全確保が保たれない、こういうことははっきり言えます。ぜひ一工夫をし、屋根を取りつけられるように工夫していただきたいと思います、再度訴えるものであります。

基金についての活用は、さまざまな項目を羅列したわけでありまして、本当にささやかな要求ではないのでしょうか。まして財政調整基金は3億円近く積み込まれております。4年前は8億円で、そのときも問題にしたわけでありまして、町長の答弁です、予想される今後の災害対策や合併特例が終わる平成28年以降の財政政策上、この積み立ては必要だと言っておりますが、2度の災害も乗り切り、災害対策に対しては不満もありますが、満足というわけではないと思いますが、まず2回の災害も乗り切って11億円以上の積み立てが現在、実際あるわけですので、その一部を

使えば、ささやかな要求も実現できるわけであります。

介護保険制度の絡みで、先ほど言ったのは制度上、当然なことではありますが、その中で行政が何をすれば住民の皆さんの介護保険料等を軽減できるのか考えるのが仕事ではないでしょうか。特別養護老人ホームは現在3カ所あると言っておりますが、お金のこととかさまざま考えれば、やはりポストの数ほど近所にそういう老後を安心して住める設備があるということは心強いのではないのでしょうか。24時間ホームヘルプなど、そういうことも言われておりますが、当町ではまだまだ実現の運びになっていないところでは、施設に入る、そういう老後もやむを得ないのかと思いますので、できるだけ住民の皆さんの要求を満たしていただきたいと思います。

財政調整基金や地域振興基金、公共施設整備基金など、かなりため込まれております。本当に使える補助制度がないので、これだけため込まれることができるのではないかと考えます。まして八戸では100億円、盛岡でも100億円程度、二十何万人の人口のところから見ても、2万弱の町村でこれだけの基金はいかかなものなのでしょうかということをお話しいたしまして、再度、町長から答弁がありましたらお伺いするものであります。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、庁舎に関する件でございますが、14億円という数字は町のほうでは一切そういう数字を出したこともありませんし、ただ、恐らく去年ですか、議員の皆さんと一緒にまちづくりの視察とあわせて近くにもそういう庁舎を建設したところがあり、そこも視察されたとき、その町ではそのぐらいの金額だったということは私どもも聞いてきましたけれども、本当に立花議員さん、ひとり歩きの数字、正確に町民の皆さんにも教えていただきたいなど。全くそういう数字も出していませんし、そこまでいっていないわけです。そういう部分でも検討するために、どのぐらいかかるのか、そういう部分も何も逆に資料がない中で建設していく、また今の分庁舎方式でいくと、全く議論にならないわけでありますので、そこはぜひ誤解のないように、ぜひ議員さんでございまして、正しい情報を町民の皆さんにお知らせをいただければと思っております。

そしてまた、仮に建設になった場合のお話でございますが、いわゆる合併特例債ではなく、合併基金をためてきました。これを活用したらいいのかということでございまして、先ほども言いました、仮に10億、わかりやすい数字で言いますから10億と言いますが、7億国から戻って町に入ってくるお金を、わざわざそれを町で使わなくてもいいですよ、町の持っている基金で

お金を全部10億出しますよということなわけです、議員さんおっしゃっているのは。私はそれは、国でせっかく出してくれるというのを、私はこれは有効に活用することが住民の皆さんの負担を軽減していくことになるのではないかなと思っております。ただ、そういうことも含めて、今32年までにそういう基金を活用してやっぱりやったほうがいいのではないか、いやいや、町でその後にちょっとお金はかかるけれども町が全額負担してそのときにやったらいいんじゃないか、そういう話し合いをこれからしっかりと方向を決めていかなければならないということを行っているわけですので、よろしくご理解をいただきます。

また、窓口業務、先ほど1回目の答弁で申し上げました。第1・第3土曜日、年間で72件でございます。年間72件。ということは、1回に3名の方々であります。この3名というのは、1回3名の方々が来られているというのが、もっと減らさなければならない数字なのかどうか。そしてまた、予約制での6時までの業務、本庁舎16件。これ月でいくと、1.2人ぐらいなんです、月で。なお、健康センター3件でありますので、これ4カ月に1人の方で、南部分庁舎9件でありますので、月に1人満たない。そういう利用件数でありますので、しっかりと、これでいいんだということは申し上げませんが、ある部分のサービスはしているのではないかなど。ただ、常に町民の声というのは聞いて対応してまいりたいと思っております。

苫米地駅につきましては、先ほど申し上げました構造的な問題もございまして、これは青い森鉄道、また関係機関の方々との調整が含まれておりますので、現段階においては長寿命化計画の中での内容で進めていきたいと思っております。

最後に基金の部分でございますが、確かに大きな市の金額、基金額も話されました。逆に、その二十何万都市で大丈夫かよという部分も感じないわけありませんが、ただ、やはりさまざまな事業をやってきたことによって基金がその分なのかもわかりません、これは。一概にだからその金額がどうのこうのということではないと思っております。私どもの額は町村に比べれば多い基金という数字であるというのは私も認識しております。しっかりと、これは先ほども言いました、将来に向けて間違いなく大きな金額が出ていくことが来ます。これははっきりしているわけでありまして。そういう部分を見据えながら、ことしから学校給食費全面無料化しました。数千万、年間かかります。これ、1回でやめるわけにはいかないんです。1回やったらこういうのは、ソフトは生涯恒久的に続けていかなければならない。今まで6,000万、7,000万分かかります、年間。それをこれからずっとその分を町が見ていくんです。そういうことは当然、財政を調整しながら、時には基金を取り崩す、こういう部分も出てくるかもしれません。しっかりと、他にないサービスも提供してございまして。そういう部分を恒久的に継続的にできるようにしてまいりた

い。

最後に老人施設関係でございますが、町で今やらなくても民間の方々に十分できる事業だということでもあります。ですから、施設が必要ではないということではなくて、民間でできる部分は民間でやってもらってよろしいんじゃないか、こういうことを述べているわけでございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 町長が行ってきましたさまざまな施策、評価できるものもあるわけですから、全部否定されているというふうにお受け取りにならないことでもあります。

さて、新庁舎建設、やはりどうしても疑問に残るところは、町長が考えております合併特例債を使えば得だとか得でないとか、こういう姿勢でよろしいのでしょうか。とにかく使わなければならないお金にはたくさん使っていただかなければなりませんし、今急いでこの合併特例債を使わなければ財政が破綻するという状況もないわけでありますので、住民の皆さんが十二分に新庁舎建設に対してゴーサインを出すのであればやられればいいでしょうし、反対が多ければとめるべきことではないでしょうか。

基金の問題についてでありますけれども、さまざまな、町長がお話しされておりますけれども、この基金は住民の皆さんの税金であります。税金はやはりため込むのではなくて、住民の皆さんのさまざまな要求、要望を丁寧にお聞きしながら、どこにお金をかければよいのか、そういうことを創意工夫が今必要になってきているのではないのでしょうか。本当にこの基金の金額は多過ぎると思います。2万人弱のところ、総額で言えば90億円以上ということですが、財政調整基金、地域振興基金、公共施設整備基金など合わせても余りにも多過ぎると私は考えます。やはり、もう少し住民の皆さんの要求実現のためにこういう予算を使って、住民の皆さんの生活が潤うように基金を使うことを要望いたします。行政の仕事は赤字をしょってやらなければならない施策もあるわけですので、何も町の財政は底をついているわけではありませんので、もう少し住民の皆さんの施策を広げるように要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） これで立花寛子君の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時03分）

.....  
○議長（坂本正紀君） 休憩を解き、会議を開きます。

（午後 1 時 00 分）

.....  
○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

15番、川守田 稔君の質問を許します。川守田 稔君。

（15番 川守田 稔君 登壇）

○15番（川守田 稔君） 昼食も済んだばかりで、ちょっと眠くなるかもしれませんが、おつき合ください。

私は、地方創生新型交付金等に絡む、これからの行政の対応の仕方の姿勢について質問したいと思えます。ご答弁よろしくお願ひします。

地方創生新型交付金制度を初めとして、先ごろは健保組合、協会健保及び共済組合を対象にした新たな健康づくりへの取り組みのための成績評価の指標が導入されるとの報道がありました。成績のいかんによってはペナルティー云々という内容のようであります。

地方創生新型交付金制度においては、事業計画作成から実行、評価、その評価による改善といプロセスが要求されることとなります。市町村ごとの活性化策として、総合戦略を作成しなくてはなりません。総合戦略には数値目標を設定しなくてはなりません。その効果のいかんは検証され、計画の見直しを要求されたり、場合によっては交付金金額の変更がなされる場合もあるようであります。発案から事業計画作成という作業においては、的確な現状把握、現状分析ができなくてはなりません。そのための独自のデータの積み重ねが必要となります。

地方創生新型交付金制度においても、健保組合、協会健保、共済組合における保険制度においても、その根本にあるのはしっかりとプラスの結果を出しなさいと、そういうことでもあります。いずれは国保についても介護保険についても、遅かれ早かれこのような議論が始まることであろうということは想像にかたくありません。国は、競争原理に立った生き残り戦略、生き残りをかけた道筋と言っいいいような、そのような政策をいよいよ示し始めたと思えます。

しかるに、翻って考えると、町の職員にあつては、これまで余り訓練されておらなかつた、このようなプロセスを突然突きつけられて要求される事態にさらされることとなります。道州制という制度が導入されるのか、されないのか、いかんにかかわらず、既に確実に地方分権への具体的な動きは始まっていると思えます。そのように認識しなければならぬと思えます。

いわゆる地方分権における「地方独自の視点に立って」ですとか、競争原理、そういったキーワードが導く先にあるものは、つまりは自己責任であります。

そもそも、地方創生といいましても、スタートの現時点において既に道路ですとか鉄道などの交通輸送網、その他のインフラ整備、また産業構造、人口構成、所得水準など、歴然とした差があるのは現実であります。このような状況で、同じ土俵に乗せられることに割り切れない思いをしているのは私だけではありませんか。

こういった政策が進められることの結果として、以前から懸念されておるように、地方自治体における貧富の二極化の加速が進むことは避けられないと考えます。まことに不公平であり、残酷で、険しい道のりであります。しかしながら、否定しがたい現実でもあります。これも時節かと諦めるほかないのでしょうかと思います。ですが、用意された土俵に上らないという選択肢もありません。

私個人としてはじくじたる思いを抱えながら、苦々しく、事、かようにこの現実を解釈いたしておりますが、町当局はどのように捉えておいででしょうか。このような事態の到来に臨むに当たって、町当局の基本的な考え方と具体的な行動計画について説明いただきたいと思う次第であります。

ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田 稔議員のご質問にお答えを申し上げます。

今、PDCAサイクルについてのものはございませんでしたが、事前にいただいている質問についてはその文言も入っておりましたので、そういう部分も含めまして答弁させていただきたいと思っております。

町の業務において今後要求される事業の計画・実行・評価・改善という、いわゆるPDCAサイクルと言われるプロセスに対する基本的な考え方と行動計画についてであります。皆さんもご存じのように、PDCAサイクル、いわゆるPlan・Do・Check・Actionの略称でありまして、計画・実行・評価・改善の4つの視点を計画改善のプロセスの中に取り込むことで、継続的な改善を推進していく手法のことであると認識しております。

町業務におきましても、業務を継続的に改善していく手法として重要とされており、町総合振

興計画のローリング時にも取り入れられております。また、地方創生総合戦略策定に際しては、国からの策定の手引きが示され、その中でP D C Aサイクルの確立が要請されているところでございます。

現在、町では平成28年度から実施される人事評価制度導入の準備を進めております。この制度は職員の人材育成を主眼としたものであり、職員みずからが目標、計画を立て、実行し、評価し、改善し、次の計画を立てることが柱となっている、まさにP D C Aサイクルの実行が必要となるものであります。

また、まち・ひと・しごと創生を実現するためにも効果的な総合戦略を策定し、着実に実施していくとともに、数値目標等をもとに実施した事業の検証、必要な場合は総合戦略の改定に向け、P D C Aサイクルの手法を活用し、実行していくことが必要不可欠なことと考えております。今後も住民サービスの向上につながるよう、実効性を高めてまいりたいと考えております。

次に、地方公共団体に導入される競争原理についてであります。まち・ひと・しごと創生法により、地域によって状況や原因の異なる人口減少問題に対して、その地域に応じた対策をそれぞれの自治体において講じていく必要がございます。町では既に子育て対策、産業振興対策などのさまざまな人口減少対策などに取り組んでおり、評価もいただいておりますが、今後はさらに町独自の特色を取り入れた総合戦略を策定し、実行していくことで、他町村との違いを打ち出してまいりたいと考えております。

総合戦略関係の資料につきましては、南部町まち・ひと・しごと総合戦略が策定されましたら、議員の皆様にもご説明申し上げたいと考えてございます。

この後、工藤久夫議員さんからも少し関連するご質問もいただいております。やはり、将来計画をしっかりと立てて、その計画に沿って、どのような財源がどの年度でどのぐらい必要になってくるのかという部分もしっかりと将来計画を立て、それに向けて一つ一つ実行していく、そしてまた、それに対して検証し、その後改善をしていく、まさにP D C Aサイクルが今後さらに重要になってくると思っておりますので、しっかりと今回の南部町総合戦略計画を立てて取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 新型交付金の内容をちょっと調べましたら、結果を出しなさい、先ほ

ども申しましたけれども、内容をチェックされて、一旦決まった交付金の金額の変更もあり得ますよというような話も聞きまして、ちょっとびっくりした次第なんです。そうこうしているうちに、共済ですとかそういった保険制度も効果の検証をしなさい、実績をちゃんと出さなさい、出さないところはペナルティー云々というような報道があったのを見て、びっくりしたんですよ。ついに来たんだと、そういう国からの要求というのが来たんだと、そういうふうには私は認識したんですね。

では今までどうだったんだろうと考えますと、私たちはやっぱり何かしらずと結果を残すよととか、採算性を考えてとか、そういったことは今に始まったことではなくて、ずっとはるか前からそういったことは臨まれていたわけですよ。国がこういう形で要求してきたとかいう以前に、町の財政のことを考えたりすると、折に触れ、そういう議論はその都度されてきたはずなんです。ところが、今改めてこういう国からの要求が出るということは、今までやってきたことというのがどのように国がそれぞれの地方自治体を評価しているんだろうかと、そういうことを考えずにはいられなかったわけですね。今までだって、そったらに手を抜いてふまじめに仕事してきたわけではないんでしょうけれども、そういった評価というのがなかなか採算面のところでは結果を出せなかったと、それは事実の部分もあります。ということになると、今まで臨んできていた仕事ぶりというのは、180度なのかどうかわかりませんが、変換せざるを得ないんじゃないのかなと。普通に考えれば、そう考える次第なんです。

あらゆるところに多分こういった競争原理、結果を出さなさい、だめなところはペナルティーです、そういった風潮というのはしばらく続くんだと思うんです。そういったときに、今までの物の考え方で果たして対応できるんだろうかと思う次第なんです。そういったところを振り返ってみると、町のほうはどういうふうな思いがあるんでしょうか。

それと、資料をくださいというふうにあれして、さぞかしたくさん資料が届くものかなと思っていましたら、3ページか4ページのものでした。それはそれでいいんですけども、まだ完成していません、つくっている最中ですよというので、それはそれでいいんですけども、ちょっとぺらぺらと読んでいますと、南部町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定方針ですね、基本姿勢の中にあるんですが、その中に南部町総合振興計画後期基本計画に準ずる分野横断的な下位計画と位置づけるとあるんですね。つまりは、総合振興計画のほうが上なわけですね。上だということは、何ら今までの仕事に対する姿勢だとか考え方というのは変えなくていいというようなことを最初にうたっていると理解するんですよ。

ところが、国から示された方針の重みを考えると、最上位に持ってこなくてはならないような

総合戦略なわけですよ。だと私は理解していたんです。えらい時代が来たなと思ったんですよ。そういった基本的な感じ方の違いがあるのはわかったんですけども、ならば、今までと変わらない仕事への取り組みの姿勢の中で、P D C Aサイクルを導入します云々と言いますが、ではどういった視点でもってこのP D C Aサイクルを導入するのかと、そういったところのほうが、その視点のほうがはるかに大事になるわけですよ。どういうチェックの仕方をしますか、どういう業績の評価をしますかと。そういったところが改善されない限りは、そういったところのもっと細かいところの改善をするという視点を持たないといかんと思うんですけども、どのようにお考えですか。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、総合振興計画が最上位計画、これは町とすれば総合振興計画が最上位計画になります。それに今度は具体的な実施計画等を組み入れているわけでありまして、今回のまち・ひと・しごと総合戦略、これも一部具体的な部分も組み入れていくでしょうし、今、構想の基本的な部分、まだプロジェクトチームが検討しているところでありまして、私自身もまだ見てございません。そこはまたあと確認したいと思いますが、今、学識経験者の方々に入っていて、計画を立てていくと。

1つ懸念しているのは、当時、国のほうで何でもかんでも地方がやりたいと思うのには金を出すような言い方があったわけですが、議会でも私申し上げました、そこは余りそのまま真に受けられないほうがいいと、必ず行っていく場合においては規制がかかってくるというふうに考えておりました。事実、いろんな部分、事前に職員のほうもこういう事業はどうかと伺いを立てたりしているわけですけども、思うようにやはり認められないような話も聞いております。

その中で、しかし計画は立てていかなければならないわけですが、当然、総合振興計画は町の最上位計画でありますので、そこはやはりぶれてはいけないわけです。ぶれてしまうと、総合戦略はじゃあ何だったんだということになるわけですので、そこにぶれない中で具体的にどういうのを今後もやっていくかという部分が今回の計画に入れていかなければならない。恐らく、特に国が今回の総合戦略計画策定に動いたのは、間違いなく人口減少にどのように歯どめをかけていかなければならないかということで、やっとなんて本腰を入れてきたのかなと思っております。当町においても、その課題は大きな課題であるわけでありまして、そしてまた、どういう形でP D C Aを行っていくかということですが、現在の策定委員会、またその下部組織と

してプロジェクトチーム、そういう組織があるわけでありまして。計画ができれば、当然その方々にも、また当然、議員の皆さん方からも計画に沿ったことが実行されているのかどうか、年度年度、そしてどういうふうに改善していかなければならないのか、これは委員の方々にもその後もやはり検証してもらおうということが大事になってくると思っております。総合振興計画、具体的な実行計画等においても、今までもそういう形で進捗率、進捗状況、こういう部分を確認させて取り組んでいるところでございますので、今後もそういう体制で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 私もちよつと通告出してから勉強また始めたようなところがあるんですけども、何か調べていくと、国は本当にまじめにやる気があるのかなという思いがあるんですよ。先ほど休憩時間にも言いましたけれども。

当初は、1,000億から2,000億ぐらいの予算規模になるだろうと。それにしても少ないなと思っていたんですけども、その次に1,700億ぐらいになるんじゃないのかなと。1,700億円というと、日本中の自治体は1,800ほどあるそうですから、大体、ふるさと創生じゃないですけども、1自治体当たり1億ぐらい来るのかなと、割り振りになるのかなと。そうこうしてましたら、つい最近のあれでいくと、1,000億円程度の予算請求だということなんです。果たしてその金額がどの金額におさまるのかはまだこれからのことなんでしょうけれども、どんどんどんどん目減りしていくと。そうすると、果たして国が要求したほどの、これだけの内容を要求しておいて、全国で1,000億程度でどうやってそういった地方地方、自治体自治体のニーズに対応していくんだろうと。ちょっとよくわからないところがあるんですよ。

ですけども、その事業の内容がどうのこうののではなくて、結局はちゃんとプラスの結果を出さない、出さないとペナルティーですよと、何かそういう基本的な姿勢というのはどんどんどんどん固まりつつあるような、そんな予感がしてならなかったわけなんですよ。

ちょっといろいろ地方分権のことを調べていますと、インドネシアの地方分権というのが随分と出てくるんです。国際開発ジャーナルという雑誌が、非常にマイナーな雑誌があるんですけども、これは2002年ですね、何で私がこういう雑誌を持っているかということ、非常にお世話になった方がこの雑誌に執筆なさっていたりとかしたことがありまして、どんなものなんだろうと、ODAの世界というのはどういうものなんだろうと思つて1年間読んだことがありました。

その中に、インドネシアの地方分権化の光と影というタイトルの記事があります。これを読んでいくと、インドネシアにおいて分権化以前は県の知事というのは何も考えなくてよかったんだと。ところが、地方分権化が進んでみたら、その知事は非常にクリエイティブな人材でなくてはならなかったと。何が必要になってきたかという、そういう事業を起こすための専門的な知識を持った人材の確保をしなくてはならなかった。それにかかる資本を国だけに頼っていらなくなるので、資本も確保しなくてはならなかったと。ところが、自由自由といいますけれども、結局地方がリスクを負うことになってしまったんですよと。それがインドネシアの地方分権だという内容の記事がありました。

翻って見るに、インドネシアというのは地方分権を始める前に日本に来て、日本の地方分権を学んでいるらしいんですよ。ということは、インドネシアのこの2002年での姿というのが、これからもう少し先の日本の地方分権の姿なんじゃないのかなと、しみじみそういうことを考えます。そういう視点で見ると、何かうなずけるような箇所もたくさんあるなと思って記事を読んでいた。

私が非常に前のめり、つんのめって先のことを心配しているほど町は余り心配なさっていないようなので、ちょっとかみ合わないと思うんですが、いずれにしてもそういうプラスの評価を残しなさいと。これは今までの業務のあり方にとっては非常に全く違った考え方をしないとイケないのではないのかなと、そういう感想を持ちましたので、一言言わせていただいて質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） これで川守田 稔君の質問を終わります。

16番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（16番 工藤久夫君 登壇）

○16番（工藤久夫君） 私は、今の議員の18名の任期中の最後の一般質問をさせていただきます。

質問に先立って、最近の政府と国会の状況について、私なりの感想を述べてから本題に入りたいと思います。

きのうの新聞報道を見ますと、安全保障関連法案に反対する市民団体が30日、国会近くで反対する集会を開いた。主催者発表では12万人が参加したとあり、警察の発表では4分の1の3万人が参加したとありました。

私は、政府が出した安全保障関連法案は、第1次安倍内閣のときから検討を始めて、さらに2

年8カ月前に第2次安倍内閣発足時から内容を与党で議論してきた案件であり、検討過程の内容も報道されてきたと思っております。

明治維新から間もなく150年経過しようとしておりますが、現在の日本を取り巻く近隣諸国の近年の行動を見れば、国民の生命、財産を守る必要不可欠な法律だと私は思っております。野党の中には、戦争法案などと、法案の内容を理解も勉強もしていないのではないかと疑いたくなるような声も聞きますが、この法案を批判する野党やマスコミが余り近隣諸国の横暴な行動や理不尽な振る舞いに声を大きく抗議してこなかったのではないかなど、その辺を残念に思っています。

翻って、1960年に日米安全保障条約の締結交渉のときに大変な反対運動がありましたが、55年経過してみると、大半の日本人はこの日米安全保障条約は締結してよかったと評価していると思っております。そして、私は今回の法案もあと数十年経過すれば、通してよかったと評価されると強く思っておりますから、ぜひ9月中の会期中に成立することを期待しております。

それでは、本題に入ります。

1点目として、地域担当職員制度について、通告してあるように、当初期待した成果と結果について説明してください。

役場の中では、地域から出された課題にどのように取り組むべきとお考えでしょうか。

各町内会からの反応はどのようなものか。

各町内会の活性化に効果的な施策にどのように応えてきたか、具体例があれば示してほしい。

以上、4点について説明していただきたいと思えます。

私は、知り合いの何人かの町内会長さんからこの1年半ぐらいの経過を聞いてみましたが、大半の町内会長さんはこの制度を評価したいというように言っておりました。私も、役場の担当職員にすれば大変だと思いますけれども、うまくこの地域の声を行政に反映させるためには非常にいい制度ではないかなと思っております。

私が考えるに、役場はどうしても縦割り行政ですから、担当課の分野の課題であればスムーズに答えを出せるでしょうが、他の部署にかかわる問題で、解決というか結論に至るまでにはかなりの部署と調整しなければならないような場合にどのように進めているのか、知りたいと思えます。

また、一生懸命取り組もうとすればするほど、本来やる部門の仕事に支障が出ることも予想されます。いずれにしても、町民や町内会の期待に応じて頑張ってもらいたいと思えますが、この制度についていろいろ先ほどもPDCAでしたか、そういう観点からいけばどのような改善が必要な

のか、お答え願えればと思います。

次に、大きな2点目として、長期的な視点で町内の公共施設、保育所とか幼稚園、小学校、中学校、あるいは公民館、集会施設、消防施設などのハード面、運営などのソフト面については、人口動態の予測に基づいて統廃合、適正な規模の運営などのソフト面について早目の検討と具体的な適正な児童数あるいは生徒数、あるいは町内会のいろんな施設であれば利用世帯数などの提示と、統廃合する場合の目標年次などの設定は早いほうがよいと思います。しかし、町長も町議会議員も、統廃合や縮小する話になれば、理想としては理解できても、現実に実行となればぎりぎりまで先延ばしをせざるを得なくなると私は思います。ただ、町の人口の予測から推察すると、現在の1万九千四、五百人の人口が20年後には恐らく1万1,000人前後に減少することが予想されております。町内外の研究機関やシンクタンク、あるいは専門家に依頼して、10年後、20年後、30年後の適正な施設のあり方はどうすべきか、策定を検討してはいかがでしょうか。

私は議員になって以来、ほぼ毎回、このようにおかげさまで一般質問を休むことなく続けてきました。次回の議会ではここに立っていることができるかどうかわかりませんが、今月の選挙では若い新人候補者も多数立候補することがうわさされておりますので、活力ある議会になることを期待して、最終の私の質問を終わります。答弁よろしく申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、地域担当職員制度に関するご質問でございますが、この制度は昨年の9月から導入いたしました。開始からちょうど1年が経過したところであります。内容としましては、ご承知のとおり、町の職員223名を町内の68全町内会に2名から5名ずつそれぞれ配置して、町内会活動の支援を行うことを目的としてスタートしたものであります。

初めに、1点目の質問であります。当初期待した成果と導入後の結果についてでございますが、この制度の目的としましては、職員が地域の話し合いに参加し、地域課題の解決に向けて住民とともに考え、それぞれ地域の目標とする地域づくりを実現するために側面から支援することとしております。導入後は全ての町内会において、それぞれが担当する町内会の会長さんを初め役員のところへご挨拶を兼ねて制度の説明にお伺いしているほか、役員会や総会へ参加し、町の事業を説明するなど、活動を実践しているところでございます。また、活動の一環としまして、

担当する地域の特徴を取りまとめた地域カルテを作成し、それをもとに今後地域づくり計画を策定していただくことになっておりますが、全体で見ますと、作成率は約7割となっていることから、全地区での作成を目指しております。活動回数でございますが、多いところでは10回以上の活動を行っているところもございますが、少ないところでは1回から2回となっており、活動状況において差が生じていることも実情でございます。

次に、この制度の課題に今後どのように取り組むかでございますが、制度を開始して1年が経過し、さまざまな意見が出されているほか、課題も見えてきております。職員間において、この取り組みに対する意識の差が出ている部分もございますし、町内会においても地域ごとにさまざまな課題を抱えており、同じ取り組み方では簡単に解決できない部分も多いと感じております。

今後におきましては、担当職員の情報交換を定期的に行い、詳細な活動状況の把握に努めるとともに、職員同士の情報、意見交換の機会をふやし、課題、問題点等の共有並びにその解決策を話し合える体制を整備し、課題の解消に向けて努めるとともに、職員を対象とした研修会などを実施し、地域活動に役立つ情報などを提供できるように努めてまいりたいと考えてございます。

議員からもお話ございました、それぞれの職員、自分の担当している仕事外になりますので、個人ではわからない部分も当然課題が出てまいります。そういう場合には積極的に担当している課から職員も勉強しなければならないということもございますので、忙しくなっておりますけれども、職員も他の課ではどういうことをしてきているのかと、こういうことを勉強していくということは職員にもまたいいこと、向上につながっていくのではないかと考えてございます。

続いて3点目でございますが、この制度に対する町内会からの反応はどうかということでございますが、町内会の規模の違いなどから町内活動にも差があり、好意的に受け入れていただいているところもございますが、全ての町内会が積極的であるとはいえない部分もございます。担当職員の活動により、制度に関するまず理解を深めていただき、地域と行政の信頼関係が一層深まるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、町内会の活性化に効果的に応えることができた具体例でございますけれども、26年度は主に地域カルテ、各町内会の調査を行い、カルテを作成しました。27年度以降において地域づくり計画を策定し、その計画に従って事業を進める手順となっております。よって、今のところ地域の活性化に効果的に応えられたという事例はまだございませんが、職員が会合に参加することで、細かい部分の要望等について対応してまいりたいと考えております。

なお、毎年募集を受け付けて実施しております、笑顔あふれるまちづくり支援事業でございます。

すけれども、今年度の町内会からの応募件数が増加しております。これは、やはり地域担当職員からのそれぞれ町単独事業でこういうことがあるよという情報がさらに情報提供できたからではないかと考えております。今後も地域担当職員による地域活動のサポートとしまして、地域と行政の信頼関係の構築に努めてまいりたいと思いますので、この制度に対するご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、長期的な視点で町内の公共施設等のハード面、運営等のソフト面について早目に検討したほうがよいのではというご質問にお答えを申し上げます。

工藤議員ご案内のとおり、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、平成28年度、来年度に公共施設等総合管理計画の策定を行う予定にしております。この計画は、町公共施設等の全体の状況を調査し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減、標準化することを目的に、平成29年度から10カ年程度を計画期間として策定する予定でございます。工藤議員ご案内のとおり、来年度の計画策定に当たり、学識経験者、専門家の意見聴取等についても検討してまいりたいと考えてございます。

先般、八戸市で八戸市中核市の研修会がございました。そのとき、総務省の課長さん、この課長さん、以前、青森県の総務部長さんで来られていた課長さんでございまして、その講演の中でも間違いなく人口減少はもう、これはしていくんだと、どういう計算をしてもふえる計算は出てこない。これはいわゆる生産人口が既に減少しているわけでございますので、その生産人口の方々を今ふやせないわけでありますから、そういう計算をしていくと、これは人口が減少していく中でどういうまちづくりをしていくことが大事かということをはっきり話しておりました。私も今日までの議会でも、ふやすと言いたいところでありますけれども、現実に見ると増加という部分はかなり無理がある答弁になっていくなど。ただ、努力はこれは当然しなければならない。その中で減少率をいかに緩やかに、今言われている、何年後にはこういう数字になるだろうと、この減少率を緩やかにしていく努力はまずしていかなければならないと考えているところでございます。

そういう中において、しっかりとした将来構想、そこにおいて工藤議員おっしゃるように長期的な部分、どういう計画が今後されて、そこにはどのぐらいのお金がかかっていくのか。午前中の立花議員さんの質問ではないんですけれども、そういう部分もしっかり見ていき、財源をどのように確保、今しておかなければならないのかということもこれは考えていかなければならないことだなどと思っております。

とかく、統廃合、そういう部分につきましては、まさに大変な決断をしていかなければならない。そういう中で、慎重の中にも議員の皆さんとしっかり議論をし、また町民の皆さんのお考えということも我々しっかりとキャッチしながら、そういう中においても時にはつらい判断、決断もしていかなければならないのがまた私ども行政を預かっている一人のトップとして非常に悩むことがこれから想定されるなど思っております。その中において、住民の皆さんにもまずしっかりとご理解をいただいて進めていくという部分にしっかりと気をつけながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。

○16番（工藤久夫君） ありません。

○議長（坂本正紀君） これで工藤久夫君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

なお、9月4日午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午後1時49分）

平成27年9月4日（金曜日）

第64回南部町議会定例会会議録

（第3号）



## 第64回南部町議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成27年9月4日（金）午前10時開議

- 第 1 報告第12号 青森県新産業都市建設事業団の決算報告について
- 第 2 報告第13号 平成26年度南部町財政の健全化判断比率の報告について
- 第 3 報告第14号 平成26年度南部町公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 4 議案第61号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第62号 平成26年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第63号 平成26年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第64号 平成26年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第65号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第66号 平成26年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第67号 平成26年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第68号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第69号 平成26年度南部町病院事業会計決算認定について
- 第 13 議案第70号 平成26年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 議案第71号 平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 議案第72号 平成26年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第73号 平成26年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第74号 平成26年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第75号 平成26年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第76号 平成26年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第77号 平成26年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第78号 平成26年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 22 議案第79号 南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 23 議案第80号 南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 24 議案第81号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議案第82号 南部町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 26 議案第83号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 第 27 議案第84号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 第 28 議案第85号 平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 29 議案第86号 平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 30 議案第87号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 31 発委第1号 南部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 32 発委第2号 南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 33 発委第3号 南部町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 34 常任委員会報告
- 追加第1 町長提出議案追加提案理由の説明
- 追加第2 議案第88号 南部町名久井岳財産区管理会委員の選任について
- 追加第3 議案第89号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 追加第4 選挙第1号 三戸地区環境整備事務組合議会の議員選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番 山田賢司君	2番 八木田憲司君
3番 中舘文雄君	4番 工藤正孝君
5番 夏堀文孝君	6番 沼畑俊一君
7番 根市勲君	8番 河門前正彦君
9番 川井健雄君	11番 佐々木勝見君
12番 工藤幸子君	13番 馬場又彦君

14番 立花寛子君  
16番 工藤久夫君  
18番 東寿一君

15番 川守田稔君  
17番 坂本正紀君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	佐々木俊昭君	企画財政課長	西舘勝彦君
税務課長	西村幸作君	住民生活課長	川村正則君
健康福祉課長	福田勉君	農林課長	川守田貢君
商工観光交流課長	西村久君	建設課長	工藤良夫君
会計管理者	板垣悦子君	医療センター事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	極檀藤男君	市場長	中野弘美君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君
社会教育課長	赤石裕之君	農業委員会事務局長	中里司君
代表監査委員	山口裕貢君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主幹	夏坂由美子
主査	留目成人		

---

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第64回南部町議会定例会を再開いたします。  
本日の会議を開きます。  
議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

---

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第1、報告第12号、青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてを議題といたします。  
本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西館勝彦君） おはようございます。

それでは、説明用資料の1ページをお願いいたします。報告第12号、青森県新産業都市建設事業団の決算報告について。平成26年度決算状況について、地方自治法の規定により報告するものです。

平成26年度の青森県新産業都市建設事業団の決算が当該事業団の理事会で承認されましたので、決算書、付属書類について、別冊でお手元に配布してございます。本日は、その決算書から抜粋しました資料でご説明を申し上げます。

まず、特定事業会計でございますが、構成団体は青森県、八戸市、十和田市、三沢市、六戸町、東北町、おいらせ町、五戸町、南部町の県と3市5町で組織されております。ここから委託され、事業団が土地の取得、造成、処分等を行う事業でございます。

(1)の収益的収入及び支出でございますが、事業を展開している場所は、金矢工業用地、桔梗野工業用地、百石住宅用地、八戸北インター工業用地となっております。4地区の当年度純利益の合計額は9億227万9,477円でございます。翌年度繰越剰余金の合計額は16億8,594万6,186円となっております。

(2) の資本的収入及び支出でございますが、金矢工業用地の支出が4億8,400万円となっております。これは借入金の償還金となっております。桔梗野工業用地の収入1億4,500万円、百石住宅用地の収入3億円につきましては、どちらも臨海事業剰余金からの借入金でございます。八戸北インター工業用地については収入支出ともございません。

資本的収入支出の合計額でございますが、収入は4億4,500万円、支出は4億8,400万円。補てんとして3,900万円、これは過年度損益留保資金で補てんされております。

次に特定事業以外の事業でございます。まず(1)一般管理会計でございますが事業団の管理運営に係る事業でございます。平成26年度の歳入は2,939万3,065円でございます。構成団体からの負担金と前年度繰越金が主なものでございます。平成26年度の歳出でございますが493万8,407円となっております。事業団の人件費、事務費などがございます。差引額2,445万4,658円につきましては、翌年度へ繰り越しとなります。

(2) の一般事業会計でございますが、構成団体から委託され造成した工業用地等、売却目標を達成した後の管理会計でございます。臨海工業用地造成事業、市川工業用地造成事業、百石工業用地造成事業の残地の環境整備費用などがございます。平成26年度歳入でございますが9億2,905万9,213円、主に臨海事業に係る積立金収入などがございます。平成26年度の歳出でございますが9億2,900万円こちらは全て臨海事業に係る繰出金などがございます。差引額5万9,213円が翌年度へ繰り越しとなります。

平成26年度南部町における事業団への負担金でございますが、上期下期合わせて19万4,000円を支出してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで報告第12号を終わります。

---

◎報告第13号及び報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第2、報告第13号、平成26年度南部町財政の健全化判断比率の報告について及び日程第3、報告第14号、平成26年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についての2件は会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは同じく、説明用資料の2ページをお願いいたします。まず、報告第13号、平成26年度南部町財政の健全化判断比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきまして、財政の健全性を判断するため、平成26年度決算における4つの指標を数値化し、報告するものでございます。

南部町の健全化判断比率につきましては、この資料に記載しておりますとおりでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率とも該当がございませんのでハイフンとして記載してございます。実質公債費比率につきましては12.1%となっております。ちなみに平成25年度は13.3%でございましたので1.2ポイントの改善がなされてございます。将来負担比率でございますが、充当可能財源が将来負担額を上回りましたので、ハイフンで記載しております。前年度はちにみに9.1%でございましたので、更なる健全化が図られております。

それでは、次のページをお願いします。続きまして報告第14号、平成26年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてでございますが、同じように健全化法に基づきまして公営企業の経営健全性を資金不足比率として数値化し、報告するものでございます。病院事業会計を含め4会計でございます。全ての会計において資金不足はございませんのでハイフンとして記載しております。

それでは、詳細につきまして本日配布してございます説明資料で説明したいと思っております。本日の資料の「議会用資料」という1枚のA4の縦型のペーパーがございますけれども。

まず、実質赤字比率でございます。一般会計他3会計の実質収支額につきましては、記載のとおりでございます。合計額2億8,668万6,000円でございます。赤字はありませんので比率はハイフンで記載してございます。

次にその下に連結実質赤字比率がございますが、公営事業会計は国保会計を含めまして5つの会計がございます。公営企業会計は公共下水道会計を含めまして4会計でございます。それぞれ実質収支額はこの表に記載しているとおりでございます。合計額（B）は10億5,472万6,000円となっております。

普通会計（A）と公営事業会計、公営企業会計の合計額（A+B）は、13億4,141万2,000円となっておりまして、赤字はございませんのでハイフンで記載しております。

その下の資金不足比率でございますが、各公営企業会計とも資金不足はございませんので、ハイフンで記載しております。

続いて実質公債費比率の状況でございますけれども、平成24年度から26年度までの各単年度の比率はここに記載してあるとおりであります。3カ年平均の（C）でございますが12.1%となっております。右の前年度の比率でございます13.3%から1.2ポイントの改善が図られております。

その下、将来負担比率でございますが、将来負担額の合計額は一般会計の地方債現在高などでございますが、合計としまして206億2,353万4,000円となっております。その負担額に対しまして充当可能財源等でございますが、基金などの合計額（E）でございます。208億5,411万1,000円となっております。将来負担額から充当可能財源等を引いた結果、マイナス2億3,057万7,000円となり、将来負担額に対しまして、充当可能財源が大きいことからハイフンとなるものでございます。

なお、監査委員から提出されました財政健全化審査意見書並びに公営企業会計経営健全化意見書では「書類は適正に作成され、特に指摘すべき事項はない」という意見をいただいております。

これで説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで報告第13号及び報告第14号を終わります。

-----  
◎議案第61号から議案第78号の委員長報告、討論、採決

○議長（坂本正紀君） お諮りします。

この際、日程第4、議案第61号から日程第21、議案第78号までの平成26年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案18件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案については、決算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長、川守田 稔君。

(決算特別委員会委員長 川守田 稔君 登壇)

○決算特別委員会委員長（川守田 稔君） おはようございます。決算特別委員会の報告をいたします。

去る8月28日の本会議におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第61号から議案第78号までの平成26年度南部町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算認定についての議案18件につきまして、9月2日、3日の2日間にわたり本委員会におきまして慎重に審査いたしました。

審査の結果は、議案第61号から議案第78号までの18件、議案全て原案のとおり認定とすることに決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 決算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し、これより討論を行います。討論はありませんか。立花寛子君。

(14番 立花寛子君 登壇)

○14番（立花寛子君） 2014年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。永年の住民要求であった乳幼児医療費助成、子ども医療費の給付、新築リフォーム事業、奨学金貸付事業の充実など実施されており、喜ばれております。その一方で、国・県などの制約で所得制限が設けられ、制度の拡大を妨げております。町債は12億930万円、公債費としては20億5,000万円余、支出しながら、基金にも積み立てられています。一般会計の基金内訳表を見ますと平成26年度末現在高で89億円余となっています。税金は町民のために活用してこそ生かされるのではないのでしょうか。働きがいの持てる雇用待遇、住み続けやすい環境づくりなど、様々なサービスに活用できます。介護医療などの福祉分野、教育部門など、まだまだ予算化してほしい項目はあります。基金の一部を活用して、町民の要求実現のため努力していただきたい。以上の理由を述べ、反対討論といたします。

2014年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。高すぎて支払いきれない国保税は、分納の方式でしか認められず、生活を圧迫しております。今の生活が苦しいため、税金の負担を軽減してほしいと相談しても、何らの手立てもとられないと言っています。

法定減免は行われておりますが、それ以外にも対面による話し合いで減額する方法があります。具体的な適用基準は各自治体が条例で決めることになっております。町には国保の基金もあり、その一部を活用すれば更なる国保税の引き下げは可能です。滞納している国保加入者の生活に寄り添う気持ちがあるならば、国保加入者の負担軽減のための方法を導入しようとするはずで、福祉の心を持ち、事に当たられるように要望するものであります。以上の理由を述べ、反対討論といたします。

2014年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。介護保険料、利用料の負担は重いと大問題になっております。「介護保険制度は社会全体で老後を支える」と言われて始めた制度です。しかしながら、「保険あって介護なし」と言われるようになりました。社会で支える介護の確立を求めるならば、恒久的財源を確保し、公的負担割合をふやすことこそ必要です。これとともに、一般財源からの繰り入れをしてでも、介護保険料、利用料を引き下げるべきです。当町での努力を求め、反対討論といたします。

2014年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

○議長（坂本正紀君） 立花君、議案番号を言ってから入ってください。議案番号を言っていないので、議案第68号とか、頭に議案番号を言ってからお願いします。

○14番（立花寛子君） 75歳になった途端、これまで加入していた公的医療保険から無理矢理切り離され、別立ての医療制度に追い込み、負担増と差別医療を押し付ける、世界でも例のない高齢者いじめの仕組みです。75歳以上の老人人口の増加と医療費増加により保険料が決定する仕組みです。今後も更なる保険料の引き上げは避けられません。後期高齢者医療制度は速やかに廃止するしかありません。以上の理由を述べ、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

討論がありますので分別して採決します。

最初に、議案第61号、平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第61号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第62号、平成26年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第64号、平成26年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第62号から議案第64号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第65号、平成26年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第65号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第66号、平成26年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第66号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第67号、平成26年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり認定する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

議案第67号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第68号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(坂本正紀君) ご着席願います。起立多数です。

議案第68号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第69号、平成26年度南部町病院事業会計決算認定についてから議案第78号、平成26年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

議案第69号から議案第78号は原案のとおり認定されました。

---

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) 日程第22、議案第79号、南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

※工藤久夫君 退席

○企画財政課長（西館勝彦君） 4ページをお願いします。議案第79号、南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、行政手続における個人を識別するための利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号を含む個人情報の厳正な管理と適切な運用を行っていくため、所要の改正を行うものでございます。改正内容としましては、特定個人情報及び情報提供等記録などの文言を追加するものでございます。

特定個人情報につきましては、個人情報、氏名、住所、生年月日、性別に個人番号が含まれたものでございます。情報提供等記録につきましては、国で整備するネットワークシステムに情報照会者、提供者の名称、日時、項目などの記録を残すこととございます。

2点目の特定個人情報の利用目的以外の目的での利用に関する規定の追加につきましては、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合を限定しまして、本人の同意がある時としております。また、大震災等災害時において本人の同意を得ることが困難な時を想定しているものでございます。ただし、目的外利用したことによって、本人及び第三者が不利益にならないようにすることとしております。

3点目は、特定個人情報の提供の制限に関する規定の追加でございます。番号法第19条の各号に記載されている提供できる項目について、条例に記述するものであります。

続きまして4点目としましては、特定個人情報の開示、訂正、利用停止に関する規定の追加であります。個人情報保護条例では、法定代理人にしか開示請求等は認められておりませんが、特定個人情報の場合は、任意代理人についても認めることとしております。これによりまして、本人が容易に利用状況を確認することができるようにしているものです。

5点目は特定個人情報の開示、訂正時の移送に関する規定の追加でございます。個人情報保護条例には移送に関する条文がないことから追加するものです。

最後になりますが、特定個人情報の訂正の通知先に関する規定追加でございます。情報提供の記録について訂正した場合は、総務大臣及び情報提供者に対して通知することとしております。

施行日につきましては、平成28年1月1日からとしております。ただし、第8条の3は番号法の施行日であります平成27年10月5日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） きのうも国会などでマイナンバー制がまだ施行されていないのに拡大法案が成立されております。どのように使うのかもはっきりわからない内容なのでありますが、個人番号カードの取り扱いについて、様々な質問や管理の方法についての問い合わせが町民の皆さんからあると考えられますが。その対応にはどのような体制をとられて、質問にお答えするのでしょうか。質問するものであります。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館勝彦君） お答えいたします。町民に対しましての周知に対しましては今現在、毎月の広報において特集を組みまして説明しております。あと、10月1日からということで近づいてまいりましたので、各、毎戸でペーパーとしてどういうものかと通知カードがどういうものかというのをお知らせしたいと考えておりました。

あと、更に、やはり不安な部分があると思いますので、各町内、行政区会議でもよろしいですので、そちらの方で集まりまして、行政区単位で集まりましたら私の方から行って質問に答えたいと。そういう説明会みたいなのはやってもいいなというふうに考えておりました。以上です。

○議長（坂本正紀君） 他に質疑ありませんか。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） マイナンバー制に絡んでの改正ということですが、そのマイナンバー制のそちら側の秘密保持に関しては、前回の議会で「大丈夫なんですか」と質問しました。そうしましたら社会保険庁のウォールが破られる位ですから、そういう意味では云々という答弁をされました。それで社会保険庁のあれがどういう破られ方をしたのかというと、非常に下世話なところでメールを開いてしまっているわけですね。そういったあれからいくと何か、社会保険庁のあのレベルをですね。あのレベルが破られたから云々ってということではなくてですね。ああいったことというのはどこでも起こり得ることではないのですか。そういう意味で行くと非常にもしかしたら脆弱なプロテクトのシステムの上にまだ確立されていないようなところで始めようとしているんじゃないのかなと思うんですが。どう思いますか。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館勝彦君） お答え申し上げます。前回の6月の時の答弁でございますが、その社会保険庁のことを引き合いに出しましてやりましたけども。今現在のシステムの構成としましては、外部からのインターネットなどの回線が入らないという独自の回線でやるということにしております。それですので、外部からは侵入はできないというふうに考えております。

ただ、その社会保険庁の例によります職員がデータを自分の機械に端末に持ち出しまして、それによりまして自分の端末は外部との接続ができるような端末なんですけれども。そちらの方に対して使っていると。ということがありましたものですから、町の現在の状況。職員に全て6月確か4日だと思ったんですけども、照会をかけました。それで、照会をかけた結果、「そういう端末はない」と「もしあるのであれば、専用の端末を支給します」ということで、うちの方で計画したんですけども。「そういうのはない」という回答をいただいておりますので、今後、マイナンバーが始まったとしても外部のインターネット回線との接続のかぶる部分はないというふうに考えております。以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 私はあまりネットのことって詳しくない。その回線がどうのこうのということとはあまり詳しくないんですけど。例えば、専用の端末を支給して。会社でもあるんですよ「これは仕事専用ね」って言うても、色々入れてますわね。壁紙入れて見たりとかですね、個人的に何か色々アレンジして使ったりします。そういったのがどういうことなのかはよくわかりませんが。例えば、今であれば写真にそういうウイルスを仕込むとかですね。そういったことも可能になるわけですよ。よしんば、外部持ち出し禁止とそういう決まりになっていても、例えばついつい家さ仕事持ち帰ろうかなってな話になると、一たん抜いてみてとかですね。その後どういう処理をするのかはわかりませんが。そういうことってというのは、日常の中においては、とにかく起こりがちなことなわけじゃないですか。一般の企業であれば、その企業なりの責任って範囲内で括れるでしょうけれども。これが行政っていうことになるとですね、やはり一般企業とは違う扱い方されるんだと思うんですよ。そういったところの徹底。例えば、データを抜き出して持ち出した記憶がないか。抜き取ったのであれば、いつ、だれがやったことである

のかとかですね。そういったのアクセスに関してのパスワードですとか。そういう整備も必要になるわけですよね。そういったところの整備はどうなんでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館勝彦君） 今のご質問でございますが、今現在も外部。例えば自宅にUSBなどでデータを持って行って業務をするというようなことをする場合は「やめてください」と。とにかく庁舎内での業務に関しましては、庁舎内で完結するというような形で「持っていかないで下さい」というような指導はしています。ただ、それが私の方では守られているものとしておりますので、これからもそういうことはないというふうに考えています。

またやはり、そういうところは職員各自のきちんとした正しい判断を求めていくものでございますので、今後、そういうことにつきましては、周知していきたいというふうに考えております。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 「持っていかないでください」とお願いしているだけということですよ。やっぱりそういうことを想定して、「持っていっちゃだめ」と言うんであればですね、この個人情報に関しては、個人情報ですとかマイナンバーに関わることにしましては、罰則を設けるレベルまでちゃんと考えないとだめなんだと思うんですけど。結局、漏えいした時にはだれが責任とるんですか。本人で留めてしまいますか。本人の首切ってそれで良しとしますか。んじゃ課長の首切りますか。いや副町長とか町長までいくはずなんですよ、本当は。そういったところをちゃんと整備しないと、「持ち出さないでください」ではなくて「持ち出してはいけません」、「持ち出したら罰則があります」。いつだれがアクセスして何のために使ったかというそういったところをちゃんとチェックしておかないと、目的外使用みたいなことをした場合もチェックができないじゃないですか。やるんだったらそこまでやったら、やるべきじゃないのかな。やってあたりまえじゃないのかなと私は思うんですね。そのところの認識が非常に今時の社会的なコンプライアンスが行政の中っていうのは甘いんじゃないのかなと思うんですけど、どう思いますか。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） おっしゃるとおりでございますが、今現在、職員に対する罰則というのは現在のところは考えておりません。ただ、やはり持ち出しましてそれが世間一般に拡散するというような事例が多々あることは、聞いておりますので、新聞等にも出ておりますので。そうなった場合の社会的な信用性とか、賠償問題とかというのも出てくると思いますので、ちょっとその辺は、今後検討していきたいと。

あと、持ち出した履歴等につきましては、どういうふうな状況で持ち出しているのかというのがわかるというようなシステム構成なのか、ちょっと確認してみたいと考えております。以上です。

○議長（坂本正紀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 議案第79号、南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。預金、健診情報も管理するマイナンバー拡大法案は、9月3日衆院議員本会議で可決、成立しました。日本共産党、社民党、生活の党は反対しました。

2013年5月に自民、公明、民主、維新、みんな（当時）による賛成多数により成立しております。日本共産党は反対討論に立っております。反対討論として①国民一人ひとりに原則不変の個人番号を付番し、個人情報をこれによって容易に照合できる仕組みを作ることは、プライバシー侵害やなりすましなどの犯罪を常態化する恐れがある。②共通番号システムは、初期投資3,000億円ともされる巨額プロジェクトにもかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されないまま、新たな国民負担が求められ続ける。③税や社会保障の分野では徴税強化や社会保障給付の削減の手段とされかねない。との理由を述べております。

政府はマイナンバー導入で各種行政手続き等の手間が省けて便利になると盛んに宣伝しているようですが、私にとっては番号の管理という大きな手間が強いられるだけのように考えられ、新米生活上のメリットはほとんど感じられません。行政と住民の間で様々なトラブルが発生することも予想されます。利便性が強調されていますが、犯罪等の危険性を高め、国民に負担増をもたらすだけではないでしょうか。以上の理由を述べ、反対討論といたします。反対討論を終わります。

す。

○議長（坂本正紀君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第79号を採決します。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第23、議案第80号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（西村幸作君） それでは5ページをお開き願います。議案第80号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものであります。主な改正点でございますが、現行の免除期間の延長が2年間延長になりまして、平成29年3月31日までの期間の延長でございます。合わせて、字句の追加を行うものでございます。施行日につきましては、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものでございます。

なお、参考といたしまして課税免除の内容につきましては変更はございません。以上でございます。

ます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第80号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第24、議案第81号、南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（川村正則君） 6ページをお願いします。議案第81号、南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、住民基本台帳カードに代わり、平成27年10月から住民票を有する全員に個人番号を付番した通知カードが送付され、平成28年1月から申請者には個人番号カードが発行されます。各カードの初回交付手数料は無料となりますが、紛失等により再発行となる場合は有料となるため、南部町手数料徴

収条例の一部を改正するものです。

新旧対照表の右側、改正後の番号42、通知カード再交付手数料として1枚につき500円。番号43として、個人番号カード再交付手数料1枚につき800円とするのもです。以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第81号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第81号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第25、議案第82号、南部町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西館勝彦君） 説明用資料の7ページをお願いいたします。議案第82号、南部町過疎地域自立促進計画の一部変更についてご説明いたします。

南部町過疎地域自立促進計画における、教育の振興策に関しまして事業の追加をすることから、当該計画の一部の変更について議会の議決を求めるものでございます。

1点目としまして、今年度実施する名久井小学校の大規模改修工事が過疎対策事業に該当となりましたので、過疎債を充当するため、過疎計画に追加するものでございます。

事業名としまして、学校教育関連施設の下に「校舎」、事業内容として「名久井小学校長寿命化改良事業」、事業主体として「町」を新たに加えるものでございます。

2点目としまして、地域住民の交流やレクリエーション活動等の拠点施設として集会所の整備を記載、事業名としまして（3）の集会施設、体育施設等に「集会施設」を追加、事業内容として「地域集会施設建設事業」、事業主体として「町」を新たに加えるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第82号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

（午前10時53分）

.....  
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）  
.....

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第26、議案第83号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは、説明用資料の8ページをお願いします。議案第83号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明いたします。

提案理由でございますが、青森県新産業都市建設事業団に委託している、八戸北インター工業用地の造成事業に係る財政計画等を変更するため、事業計画の一部変更について協議するものでございます。

変更の内容でございますが、八戸北インター工業用地につきまして、一区画で9.2ヘクタールの部分がございますが、大区画の需要がないこと、対しまして小区画の引き合いが多いことから、区画内に新たに道路を設置いたしまして、分割してからの分譲を予定しております。このため、財政計画を変更するものでございます。

事業計画としましては、今年度設計などを行いまして、平成28年度と29年度におきまして道路新設工事を実施するもので、事業計画年度を平成26年度から平成29年度までに改めるものでございます。

なお、この事業に対しての当町の負担等は一切ございません。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第83号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

議案第83号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) 日程第27、議案第84号、平成27年度南部町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(西館勝彦君) それでは議案の方の39ページをお願いします。議案第84号、平成27年度南部町一般会計補正予算(第2号)でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億539万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億6,931万4,000円とするものでございます。第2条は地方債の変更をするものです。

54ページをお願いいたします。歳出からご説明を申し上げます。2款、総務費、1項、1目、一般管理費でございますが401万3,000円を追加し4億1,295万1,000円とするものでございます。12節でございますが、合併10周年を記念いたしまして紙面広告を地元新聞2社に掲載するための広告料でございます。引き続きまして、6目、企画費でございますが498万8,000円を追加し1億648万6,000円とするものでございます。13節でございますが、同じく合併10周年事業としまして、町PR用テレビ番組の制作放映業務委託料でございます。内容としましては、町内で活躍されております。町内から出身してございます坂本サトルさんと小・中学生による町の応援歌及び町内で活躍してございます人たちの活躍の状況をテレビ番組として放映するというものでございます。なお、財源としましては、全額地域振興力向上対策支援事業助成金を充当することとしております。

続きまして、次のページをお願いします。3款、民生費、1項、4目、老人福祉費でございますが717万4,000円を計上し4億2,459万4,000円とするものでございます。28節でございますが、介護保険法施行令の改正によりまして、介護保険料第1段階の方の保険料軽減割合が50%から55%

へ改正され、差額の5%分につきまして公費負担が発生することから、介護保険特別会計への繰出金として計上したものです。なお、経費の負担割合は国50%、県25%、町も25%となっております。同じく民生費、6目、障害者福祉費でございますが、23節の返還金は前年度国庫補助対象給付費確定によります返還金518万3,000円でございます。

60ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項、5目、果樹振興費でございますが、598万8,000円を追加し1,645万8,000円とするものでございます。さくらんぼの新しい品種であります「ジュノハート」の苗木購入費に対しまして180万円の助成を予定しているものでございます。同じく19節、特産果樹産地育成等確立事業補助金でございます。県の要請によりまして、来年度予定していました果樹の雨よけハウス等を前倒しで整備することといたしまして416万8,000円を計上するものでございます。

次のページをお願いします。7款商工費、1項、3目、観光施設費でございますが262万7,000円を追加し1億6,699万円とするものでございます。バーデハウスなど各施設の修繕関係経費を計上しております。

続きまして、8款、土木費、2項、1目、道路橋りょう維持費でございますが6,165万9,000円を追加し2億1,838万8,000円とするものでございます。11節の需用費でございますが、消耗品費1,153万5,000円これは主に融雪剤でございます。13節には除雪業務委託料3,700万円、14節には8台分の除雪機械の借上料993万6,000円を計上してございます。

次のページをお願いします。9款、消防費、1項、2目、非常備消防費でございますが111万5,000円を追加し1億5,692万7,000円とするものでございます。18節の備品購入費でございますが、消防団員安全装備品整備等助成事業助成金を活用しまして、無線機器を購入し、地域防災力の充実強化を図るものでございます。

続きまして、10款、教育費、2項、1目、学校管理費でございますが2億9,350万円を追加し4億4,457万8,000円とするものでございます。15節でございますが、名久井小学校校舎長寿命化改良事業としまして、主に外壁や内壁の改修、床の全面張り替え、屋上の防水改修、トイレの全面改修及び照明のLED化などによりまして施設の長寿命化を図るため実施するものでございます。

続いて歳入をご説明いたします。46ページをお願いいたします。9款、1項、1目、地方交付税でございますが、2,280万4,000円を追加し52億7,504万1,000円とするものでございます。これは普通交付税の追加でございますが、本補正予算の一般財源として予算計上したものでございます。なお、平成27年度の普通交付税の決定額でございますが約52億1,000万円となっていること

をご報告いたします。

続きまして13款、国庫支出金、1項、1目、民生費国庫負担金でございますが377万1,000円を追加し4億2,939万4,000円とするものでございます。主な負担金としましては、先ほど説明いたしました介護保険法施行令の改正による国負担分として2分の1が交付となるものでございます。同じく国庫支出金、2項、5目、教育費国庫補助金でございますが8,282万円は名久井小学校校舎長寿命化改良事業に対する国庫補助金でございます。

48ページをお願いします。14款、県支出金、2項、4目、農林水産業費県補助金でございますが245万2,000円は特産果樹産地育成等確立事業補助金でございます。先ほど説明しました雨よけハウス等に充当するものでございます。

次のページをお願いします。17款、繰入金、1項、1目、国民健康保険特別会計繰入金でございますが、前年度の健康センター管理経費が確定したことから、精算したものでございます。同じく介護保険特別会計につきましても前年度の事業費が確定しましたので、精算するものでございます。

19款、諸収入、5項、3目雑入でございますが712万円を追加しております。青森県市町村振興協会などからの各種助成金の確定により追加してございます。

20款の町債につきましては、第2表、地方債補正で説明いたしますので、42ページをお願いいたします。地方債の限度額を変更するものでございます。最初に、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定によりまして6,110万円を追加して補正後の限度額を3億8,010万円とするものでございます。

その下は、学校施設整備事業債、具体的には名久井小学校校舎長寿命化改良事業に充当するものでございます。限度額2億1,060万円を追加しまして2億3,640万円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） ページは60、61ページの6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、果樹振興費の19節、負担金補助及び交付金。果樹苗木購入費補助金の説明で「ジュノハート」の苗木に関する補助を行うということでしたが、今までこの改植事業等々の農業費についてはあったんですが、品種に関しての補助金というのは初めて聞くような気がしますが、一つ、なぜこの品

種だったのかを教えてください。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） サクランボの新品種ということで「ジュノハート」ですけれども、これは青森県独自のブランド化ということで期待されているということで、前々から話は出てましたんですけれども。新品種、当然、南部町サクランボの里ということで、県内外的にPRして収穫、それから収入を得てございます。これに対して、受益者の方々からの要望もございました。町では「サクランボ研究会」それから「サクランボ振興会」という会もございます。

その方々からも、「ブランド化を目指したい」どうしても南部町でこの品種を栽培して、栽培技術も高度なものがあるんだということで、要請がございましたので、今回の補助金ということの運びとなっております。以上です。

○議長（坂本正紀君） 工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） ありがとうございます。青森県で奨励するあるいは、南部町でも生産者が要望しているということはよろしいかと思いますが。以前、リンゴでも青森県が奨励する品種「星の金貨」という品種がございました。これは、さほど南部町でも苗木に関する補助金というものは付けられなかったわけですが、県では大々的にこの品種をアピールするという長野県で出た「シナノスイート」、「シナノゴールド」ですか、という対抗する晩成種の黄色品種ということでかなりの力を入れて苗木屋さんあるいは、宣伝しましたが、結果はごくごく一部の方々で、栽培面積も津軽、南部合わせてもまったくまとまるような面積ではなかったと思います。

また、品種の欠点も栽培してからではありますが、試験場の発表以上の欠点があってですね、なかなか生産にはうまくいかず「もう切ってやめてしまいたい」と言う方もいらっしゃったようです。この品種に関しては、青森県、南部町でも改植事業という補助事業を活用して行われたわけですが、今現在、植え付けされてから10年経過しないとまたその畑の改植は認めないというふうになっています。ワイ化栽培というのは大体、寿命10年から15年とされておりますが、リンゴで言えば「この品種を買いたい」と言っても10年以上栽培しなければ、同じ補助事業を活用した改植はできないということになっております。一般果樹、サクランボの場合は一般果樹ですが、一般果樹の改植事業の場合は、そういった制限はあるのでしょうか。いわゆるこの「ジュノハー

ト」先ほど申しました、課長おっしゃいました。栽培技術的にもかなりの高い技術を要するために研修等々が必要だということになれば、失敗する可能性もあろうかと思えます。佐藤錦とか定番である品種のほかに、作付するということになれば、新しい畑を改植して、切ってですね。植え付けということになれば、栽培、収穫までの時間もありますし、今後の補助出す位のことをすれば責任というかある程度は面倒見なければならぬと思えますが、失敗しても10年以上栽培しなければ、だめだとかそういった仕切り、ハードルはあるんでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 当然、木を植えるわけです。栽培管理等も当然必要になってくると思えます。それから、3年4年すれば結実してくるということでもございます。現在のところ、10年後失敗したというようなことで、その補助金に対しての返還というのは考えてございません。ただ実際、要するに農業所得の向上ということが一つの目標でもございます。目的でもございますので、それに向かって進んでくださる。取り組む農家に対して、補助ということで考えてございます。

○議長（坂本正紀君） 工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） それでは、四、五年、あるいは七、八年すれば、ある一定の収穫量というのが見込めるわけですが、今後町ではそうすればこういった品種を特産品に登録をして県内外にアピールする予定とか、にしていこう予定なんではないでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） まず、サクランボの新品種「ジュノハート」でございます。これは青森県独自のブランドとして作られたものでございます。先ほども言いました南部町はサクランボの栽培技術はもう高度なものがあると私たちはみてございます。よって、収穫された時には南部町のサクランボ「ジュノハート」ということで、PRしていかなければならないと思えます。

また、それに関わる団体等先ほども言いました南部町における「果樹研究会」、「さくらんぼ振興会」それから「さくらんぼ研究会」と南部町、旧南部、名川にもございますので、その方々

もこの「ジュノハート」に対して大変期待しているということもございます。そういうふうな組織を持った方々が、お互いに知恵を出し合いながら、当然、これからも進んでいくものと考えてございますし、それに対しましては町としても支援していくということで考えてございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 他に質疑ございませんか。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 49ページですね。14款、2項、衛生費県補助金、これが自殺対策緊急強化事業補助金とありますが、これはどういう使われ方をしますか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） 予算書の60ページをご覧ください。上段、4款、1項、5目、精神保健費で59万5,000円の増額となっておりますが、中身が通信運搬費、郵便料でございますが、中身といたしましては、自殺対策として様々なアンケートあるいは、現状等々の調査を予定してございまして、その郵便料でございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） ある程度、絞った方に郵送するわけですよね。ですが、果たしてそういうスクリーニングの仕方ではどういう効果があるとお考えですか。

今までも多分、こういったことは、やってるんでしょうけれども。今までにどれぐらいのこういった効果。効果っていいですか、そういうのがあったんでしょうか。例えば兆候みたいなものを察知して、ある程度介入といいますか、しますよね。そういった事例がそこまでのプロセスがあつてですね。その自殺を食い止めたもしくは、例えばうつ状態にあるような人であれば、そのうつの治療に転換していくとかですね。例えば、金銭的な悩みのある人をそれなりに何かしらの可決の手助けをするというのがやはり、自殺予防という本質であるような気がするのですけれども、もっと色んなケースがあると思います。家庭内の不破であるとかですね。自殺っていうのは、色々複数の要因が絡み合っていることらしいので、そういう一言でいうには難しいところがあるんでしょうけれども。こういったいわゆる通信で持ってってその入口っていうのは

どういう効果があるとお考えですか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） ただ今のご質問にお答えします。まず、効果と申しますか実績と申しますか、この事業毎年度継続してやってきておりますけど、県の県立保健大学さんとも連携してまして、これらのアンケート等々の中身を県立大学さんとも共同で更には、私の方の保健師とも共同で中身を精査と申しますか、調査を行って、対象者の方の相談等々を行っているわけなんです。数的には、ちょっと数は資料持ち合わせてないのでしゃべれないのですが、数的には減ってきている傾向でございますが、中身としては高齢者の自殺の方がふえてきている状況でございます。ですから、これらのアンケート等を通じまして、介護保険とも連動いたしますけれども、各地区、今やっておりますが、各地区で介護予防教室等々を開いておりますが、それにこの自殺対策の事業も連動いたしまして、行うこととしてございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 若年層の自殺というのと、中年レベルと申しますか、何歳からどうのこうのというあれは、詳しくはカテゴライズする必要はないと思うんですけど。例えば、高齢者の自殺が多いというのであれば、高齢者に特有の原因があるわけじゃないですか。その色々あると思いますよ。健康的なことだとか収入的なことだとかですね。一言ではいえないようなことがあると思うんですけども、明らかに若年層の自殺を考えるのと高齢者の自殺の対策のことを考えるというのは、まるっきり違うことをやらないといけないような気がするんですよ。それで、例えば県立保健大学との連携がどういうふうに関立っているかはわかりませんがね。実際のその現場が、この町にあるわけですから、それに一番身近に接しているのは例えば、ケアマネさんだったり、保健婦さんだったり、そういうスタッフの方がいますよね。そういった人たちで、そういったのを練れないもんなんじゃないですか。もしこの予算がですね、県立福祉大学とそういう連携をするという条件のもとで付いてる予算なのであれば、これはまた話はまた別なんですけれど、あんまり専門、専門と申しますけれどもこの精神科の専門ってあんまりあてになんないようなところってあるじゃないですか。それは携わってればわかる、わかりますよね。やっぱりですね、町独自の視点っていうのをあれして、あまりきれいごとでは自殺はなくなんないと思うんで

す。やっぱり、個人情報に抵触するようなことに関しても、思い切って踏み込んでっていうようなことをいないと、なかなか細かな情報というのは、スクリーニングできないと思いますし、今までやってきたこの自殺予防の事業というのが、明らかに効果をあげて、素晴らしい効果を上げていますっていうんだったら、私何も申しません。ところが、どうもそうじゃないんじゃないでしょうかと思う節が多々あります。そういう意味で行くとやはり、専門家、専門家とかいうんじゃないで、自分たちの情報だとかもの見方というのを信頼して、独自の動き方っていうのを始めてはいかがでしょうかと思うんですが、どう思いますか。

○議長（坂本正紀君） 課長、答弁はわかっている部分で答弁してください。わからない部分はいいですので。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。まず、予算といいますか、経費の関係ですが、先ほど県立保健大学のことを申し上げましたけれど、この予算に関しては、保健大学との連携といいますか、その経費はございません。町だけの経費でございます。

従いまして、当然、町としても自殺対策につきましては、困難事例等につきましては、地域ケア会議というものを開催してまして、これは必ずしもお年寄りだけとは限らず、困難事例等々も開催しておりますので、この会議等にかけて、当事者の相談等々に乗っていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 他に質疑ございませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） ページ数で行けば48から49ページの13款、3項、1目の地域おこし協力隊起業モデル事業というので198万7,000円が収入の方で見込まれてます。それで、歳出の方を見ていきますとそういう項目で上がっているのは10周年の合併事業、それに色々使われるようになるのかなと思ってましたけど。ただ、55ページ委託料見ますと起業モデル事業業務には25万だけの計上ということでこの辺の地域おこし協力隊起業モデル事業委託っていうのは、合併記念っていうのも一つのPRというような形になると思いますけど。その辺の使い道はこの辺は、柔軟に対応できる金なんですか。ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答え申し上げます。この地域おこし協力隊起業モデル事業の委託金でございますが、これは総務省の方から委託されまして町の方で活躍しております協力隊の方が事業を実施するというので、来年度以降を見据えましたビジネスのスタートアップ事業としてやるものでございます。歳出の方でございますが、55ページお願いします。55ページの企画費、2、1、6の企画費でございますが、この中の例えば11の需用費の消耗品ですけれども14万ですけれどもこちらの方、漬物に関しまして菊を特化した漬物を作りたいということで、商品のパッケージ、その下の印刷製本費がラベルとかパンフレット。賄材料費は試作品を作るための材料でございます。また、下の方にいってもらいますが、14、使用料及び賃借料でございますけれども物品借上料は加工場の借上料でございます。その下が菊畑の土地の借上料としまして4万5,000円、その下、原材料費としまして苗木等で肥料等としております。18節の備品購入費ですけれども、業務用備品としまして、真空包装機と冷凍ストッカーを予定しております。これらをまとめまして、先ほどの補助金で対応するというので、全額補助金で賄うということをご予定しております。以上です。

○議長（坂本正紀君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 内容はよくわかりました。ただ私が一番この地域協力隊という、前にもちょっと発言したことあったんですけども。こういう方々、これは、これでいくと町民がどの程度これに巻き込んだ形です、こういう事業が展開されるのか。協力隊員独自の発想の、重点的にですね。どういう活動。ただ協力隊見ますと例えば南部まつりにもその方々がリーダーとしてコスプレ何とかがっていうやったりですね。それから色々、協力隊の方々が中心になってやっているのは見てました。見てましたが、本来、この地域おこし協力隊っていうのの目的そのものはやっぱり、その方々が新しい発想から地域おこしにどんどん入り込んでいくっていうのが本来の目的のようだったもんですから、その辺の兼ね合いというものは、どのように考えて指導っていいですか、活動してもらっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えします。地域おこし協力隊2名の方が現在町に居ますけ

ども。兩名とも来年度は新たに自分たちで町に住むために事業を起こしたいということで、今現在、頑張っております。それで、そのための手助けとしまして、1人の方は今の事業を使いまして、漬物などで収入を得ていくと。そのためには当然、自分ではできませんので、町内の今まで菊などの生産を携わっている方からお聞きしたりしまして、それで事業をやっていきたいというふうに考えておるみたいです。

もう一人の協力隊の方は、デザイン関係の仕事をしたいということを考えておりまして、今後、今現在もある程度の勉強をしていますので、来年以降、そちらの方に進んでいきたいということを考えているようでございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） そうすれば今、初めて課長から定住を希望した。まあ一人の方がですね。南部町に住んで、これからも色々やっていきたいと。まあその辺のところ初めて聞いたもんですから。そこちょっと聞きたい気持ちがあったものですからですね。協力隊の方がよくテレビ等でも見ますけどそこに住んで、本当の地域おこしに頑張っているというところありますから。その辺は、そういう方が一人おられるってということでそこが、南部、昔から盛んだった菊を中心にした漬物っていいですか、その辺でやってる。その辺は町民も巻き込んでの事業起こしをこれからもやっていく予定だということですね。わかりました。

○議長（坂本正紀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第84号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第84号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第28、議案第85号、平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは議案書の69ページをお開きください。議案第85号、平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,032万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,926万3,000円とするものでございます。

77ページをお開きください。まず、歳出からご説明申し上げます。1款、1項、1目、一般管理費でございますが、328万6,000円を増額し2,313万9,000円とするものでございます。これは人事異動に伴う、人件費でございます。

8款、2項、1目、疾病予防費、20万5,000円を増額し476万8,000円とするものです。これは、健康宣言に関連いたしまして必要とする経費が生じたので、20万5,000円を増額補正するものでございます。

9款、1項、1目、財政調整基金積立金825万4,000円を増額し826万4,000円とするものでございますが、繰越金の一部を財政調整基金積立金に積み立てるものでございます。

11款、1項、3目、償還金1,515万7,000円を増額し、1,515万8,000円とするものですが、国及び青森県国民健康保険団体連合会に返還するものでございます。

次に75ページ、76ページをお開きください。歳入を説明申し上げます。9款、2項、1目、一般会計繰入金349万1,000円を増額し2億3,579万円とするものでございますが、先ほど歳出でも申し上げました人件費分、328万6,000円と健康宣言関連経費として20万5,000円、合わせまして349万1,000円を増額するものでございます。

10款1項2目、その他繰越金2,678万8,000円を増額し、2,678万9,000円とするものでございますが、前年度の繰越金でございます。

11款、2項、3目、一般被保険者返納金4万1,000円を増額し、4万2,000円とするものでございますが、一般被保険者の返納金これは滞納繰越分でございますが、4万1,000円を増額とするものでございます。以上説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第85号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第85号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第29、議案第86号、平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） 82ページをお開きください。議案第86号、平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,835万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,465万6,000円とするものでございます。

88、89ページをお開きください。歳入をご説明申し上げます。1款、1項、1目、第1号保険者保険料、690万5,000円を減額し、4億8,070万5,000円とするものでございますが、介護保険料の階層及び額が決定いたしましたので、補正をするものでございます。まず、1節の現年度分特

別徴収保険料でございますが、2,265万2,000円の増額でございます。内訳が介護保険料の確定に伴うものが2,898万2,000円の増です。それと、6月の定例会におきまして第1段階の介護保険料を年額で4,200円軽減するという議決をいただきましたが、この分が、633万円の減、合わせまして2,265万2,000円の増ということになります。2節の現年度分普通徴収保険料2,955万7,000円の減額でございますが、内訳といたしまして介護保険料の確定に伴うものが2,871万3,000円の減、先ほどの軽減分が84万4,000円の減、合わせまして2,955万7,000円の減となるものでございます。

7款、1項、5目、低所得者保険料軽減繰入金717万4,000円を増額するものでございます。先ほど保険料のところ、第1段階につきまして年間で4,200円を軽減するということを説明いたしました。その財源として一般会計から717万4,000円を繰り入れるものでございます。

8款、1項、1目、繰越金1,808万6,000円を増額し、1,808万7,000円とするものでございます。前年度繰越金でございます。

90ページ、91ページをお開きください。歳出を説明申し上げます。1款、1項、1目、一般管理費13万1,000円ですが、負担割証の印刷の経費でございます。4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金673万2,000円を減額し839万7,000円とするものでございますが、当初見積もりより積立額が減額が見込まれましたので673万2,000円を減額するものでございます。

6款、1項、2目、償還金、2,115万3,000円を追加し2,115万6,000円とするものでございますが、国庫及び県及び支払基金に返還するものでございます。

6款、2項、1目、一般会計繰出金380万3,000円を追加し、380万4,000円とするものでございますが、前年度の額が確定しましたので精算いたすものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第86号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第30、議案第87号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 議案書の92ページお願いいたします。議案第87号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

始めに第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,820万円とするものでございます。

理由といたしましては、下水道管渠の末端部分につきまして、昨年度まで交付金の対象工事となっておりましたので、当初予算は交付金事業として計上いたしましたが、今年度から交付金要綱改正によりまして、対象外になったことから末端部分を町単独の管渠工事として実施するため補正するものです。

次に、99ページをお願いいたします。歳入について、ご説明いたします。6款、1項、1目、下水道事業債ですが3,000万円を増額し1億250万円とするものでございます。以上が、歳入の説明でございます。

101、102ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。2款、1項、1目、公共下水道建設費でございますが3,000万円を追加しまして1億9,938万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、先ほど説明したとおり、15節、工事請負費に、3,000万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第87号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

議案第87号は原案のとおり可決されました。

.....

◎発委第1号から発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) 日程第31、発委第1号、南部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、日程第32、発委第2号、南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、日程第33、発委第3号、南部町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についての3件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本案については、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認め、直ちに採決することにします。発委第1号から発委第3号までの3件を一括して採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

発委第1号から発委第3号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎常任委員会報告

○議長（坂本正紀君） 日程第34、常任委員会報告を議題といたします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで常任委員会報告を終わります。

---

#### ◎日程の追加

○議長（坂本正紀君） お諮りします。

本日、町長から議案第88号、南部町名久井岳財産区管理会委員の選任について、議案第89号、人権擁護委員の候補者の推薦についての2件、それに、選挙第1号、三戸地区環境整備事務組合議会の議員選挙が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第88号、議案第89号及び選挙第1号の3件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩とします。

（午後0時04分）

---

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後0時05分）

-----

◎町長提出議案追加提案理由の説明

○議長（坂本正紀君） 追加日程第1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第88号、南部町名久井岳財産区管理会委員の選任についてであります。平成27年12月1日に設置される南部町名久井岳財産区管理会の委員5名を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

委員として選任する方は、住所、南部町大字上名久井字・・・・・・、氏名、掛端光男氏、昭和15年・月・日生まれ、同じく住所、南部町大字上名久井字・・・・・・、氏名、四戸清榮氏、昭和18年・月・日生まれ、同じく住所、南部町大字上名久井字・・・・・・、氏名、松本福松氏、昭和18年・月・日生まれ、同じく住所、南部町大字高瀬字・・・・・・、氏名、小澤田 晃氏、昭和22年・月・日生まれ、同じく住所、南部町大字高瀬字・・・・・・、氏名、四戸武彦氏、昭和28年・月・日生まれ、選任する方々はいずれもすぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成27年12月1日から平成31年11月30日まででございます。

次に、議案第89号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。任期が満了する現在の委員4名を、再任いたしたく、国へ推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

推薦する方々は、住所、南部町大字沖田面字・・・・・・、氏名、石井みほ子氏、昭和31年・月・日生まれ、同じく住所、南部町大字上名久井字・・・・・・、氏名、四戸清榮氏、昭和18年・月・日生まれ、同じく住所、南部町大字相内字・・・・・・、氏名、佐々木秀雄氏、昭和22年・月・日生まれ、同じく住所、南部町大字剣吉字・・・・・・、氏名、川守田いつみ氏、昭和33年・月

・日生まれ、推薦する方々は、いずれも優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、委嘱期間につきましては、平成28年1月1日から平成30年12月31日まででございます。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、何卒、慎重審議のうえ、ご同意賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

.....

◎議案第88号から議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 追加日程第2、議案第88号、南部町名久井岳財産区管理委員会委員の選任について、追加日程第3、議案第89号、人権擁護委員の候補者の推薦についての2件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

説明を省略し質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第88号及び議案第89号の議案2件を一括して採決します。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第88号及び議案第89号は同意することに決定いたしました。

---

◎三戸地区環境整備事務組合議会の議員選挙

○議長（坂本正紀君） 追加日程第4、選挙第1号、三戸地区環境整備事務組合議会の議員選挙を行います。

当組合の南部町議会から選出する議員の数は、組合規約により7人となっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。

4番、工藤正孝君、5番、夏堀文孝君、6番、沼畑俊一君、7番、根市勲君、9番、川井健雄君、13番、馬場又彦君、15番、川守田稔君、以上の7名を指名いたします。

お諮りします。ただ今、議長が指名した7人を当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。議長が指名した7人の方々が、三戸地区環境整備事務組合議会の議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知

をします。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第64回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、8月28日から本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

また、提出いたしました全ての案件につきまして、慎重審議いただき、ご議決を賜りましたことに対しまして、心からお礼申し上げます。とりわけ、平成26年度南部町一般会計及び特別会計、計18件の歳入歳出決算につきましては、決算特別委員会において綿密なご審議をいただき、深く敬意を表する次第であります。

さらには、追加で提案させていただきました人事案件につきましても、原案どおりご同意をいただき、重ねてお礼申し上げます。

9月に入り、平成27年度も折り返し地点が近づいて参りました。今年度予定している事業につきましては、その進捗状況を確認し、着実かつ効果的に実施するよう努めてまいります。

さて、今年6月、将来にわたって持続可能な地域を目指し、地域創生に向けた取り組みを推進していくため、私を本部長とする「南部町まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げております。

創生本部では、人口減少克服に向けた対策を、より充実・強化するために南部町版総合戦略策定の準備を進めているところであります。人口減少問題は、5年や10年で目に見える成果を出すのは難しい面もありますが、一日も早く、少しでも減少率を緩やかにしていく取り組みをしなければならない。議員各位と同様に、私もそんな危機感を持っております。町民の皆様が夢を語れるようなまちづくりを目指しつつ、理想ばかりで絵に描いた餅にならないように、現実もしっかりと見ながら、南部町版総合戦略を策定して参る所存であります。

さて、議員の皆様方におかれましては、今議会が最後の定例会となり、今月末をもって任期満

了となります。これまで、各種事業が順調に進み、合併10年という節目の年を迎えることができましたのも、議員各位のご支援、ご協力があったからこそであり、深く感謝申し上げる次第であります。

町議会議員選挙は、今回から議員定数16名で行われることとなりますが、ご勇退される議員におかれましては、これまでの町政へのご協力に対し深く感謝を申し上げますとともに、どうか健康に留意されまして、益々のご活躍と、在任中と変わることはない、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、立候補を予定されている方々につきましては、町民の皆様が、住んで良かったと思える南部町であり続けるために、再び一緒に、この場で積極的な議論ができますように、ご健闘をお祈り申し上げますとともに、皆様方のこれまでのご尽力、ご支援に心からお礼と感謝を申し上げます、今定例会閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） 第64回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る8月28日から本日までの8日間、議員各位におかれましては、ご熱心に審議を賜り、平成26年度決算を認定。また、条例の一部改正や平成27年度各補正予算など多岐にわたる議案の成立がなされましたことを、議長として厚くお礼申し上げます。

また、議事の進行に各位のご協力を得ましたことを重ねてお礼申し上げます。理事者各位におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望を十分尊重いたし、事務事業の執行に当たっては周到なる注意を払われ、今後の施策に反映されますことを、強く要望する次第であります。

さて、今月30日をもって任期が満了するのでありますが、議員各位におかれましては、今後ますますご健康にご留意されまして、南部町発展のために、ご指導並びにご協力を切にお願い申し上げます。

特に緊急の案件のない限り、本日をもって任期中最後の議会になると思いますが、議長に就任して以来4年間、皆様方のご協力を賜り、職務を果たすことができたことに対し、深く感謝申し上げます。

なお、本日まで南部町議会の運営が円満にまいりましたことを皆様と共に喜びたいと存じます。

次期町議会議員選挙も近づいてまいりましたが、出馬を予定されている各位におかれましては、どうかくれぐれもご自愛のうえ奮闘され、明るい選挙運動のもと、当選の営を勝ち得られ、再び

この議場で相まみえますことを心より念願いたす次第であります。

理事者各位には、今後ともご健勝で町政の発展に、格段のご尽力を賜りますよう心からお願い申し上げ、甚だ簡単ではありますが、私のお礼のあいさつといたします。

本当に、ありがとうございました。

これもちまして、第64回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午後0時20分)



地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長            坂本正紀

署名議員            工藤正孝

署名議員            夏堀文孝